

第8回東大阪市中心企業振興会議

次第

と き 平成27年8月3日（月）午後6時15分

ところ クリエイション・コア東大阪 南館3階

1 開 会

2 委員紹介

3 会長・副会長選出

4 議事

（1）東大阪市中心企業振興会議の進め方について

（2）東大阪市の中小企業の現状について

（3）経済施策について

（4）部会の設定について

（5）会議の公開について

5 閉会

東大阪市の中小企業振興のフレーム

資料1

第2次総合計画 後期基本計画

将来都市像（平成32年）
「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」

【基本理念】

1. 人間尊重のまちづくり
2. 市民参加のまちづくり
3. 豊かさを創造するまちづくり

【施策の大綱】

1. 市民が主体となったまちづくり
2. 市民文化を育むまちづくり
3. 健康と市民福祉のまちづくり
4. 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり
5. 安全で住みよいまちづくり

第21節 モノづくりが元気なまち

- 1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します
- 2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます
- 3 モノづくり企業の販路開拓を応援します
- 4 地域経済の連携、交流に取り組みます

第22節 買い物しやすいまち

- 1 特色ある商業集積地づくりを支援します
- 2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します
- 3 地域資源の活用で集客力を強化します
- 4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

第23節 農業と農地空間を大切にすまち

- 1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
- 2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
- 3 農業と農地空間の担い手を育てます
- 4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
- 5 有害鳥獣被害への対策を進めます

第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

- 1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
- 2 金融面から産業活動を支援します
- 3 経済施策情報を分かりやすく発信します
- 4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

- 1 働きがいのある労働環境づくりを支援します
- 2 安心して働ける労働環境づくりを支援します
- 3 若者の就業を応援します
- 4 就職に困っている人の雇用を促します
- 5 高齢者の生きがい就労を応援します

部門別計画に基づく事業展開

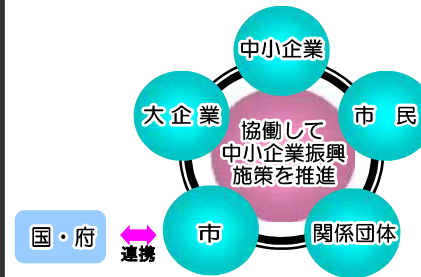
重点事業

実施計画事業

東大阪市中小企業振興条例

中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにするとともに、本市が市内中小企業を重視し、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして位置づけ、中小企業振興に関する施策を総合的に推進

【基本理念】



【中小企業振興のための施策】

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大
4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業承継
6. 資金調達の円滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

東大阪市中小企業振興会議

振興会議の設置（第10条）

事業者、市民、学識経験者、関係団体、行政等の幅広い関係者で構成

- ・振興条例の改廃に関する事項
- ・施策の実施等に関する事項
- ・中小企業の振興に係る重要事項
- ・・・などについて議論

（振興条例）

地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現

（総合計画後期基本計画）

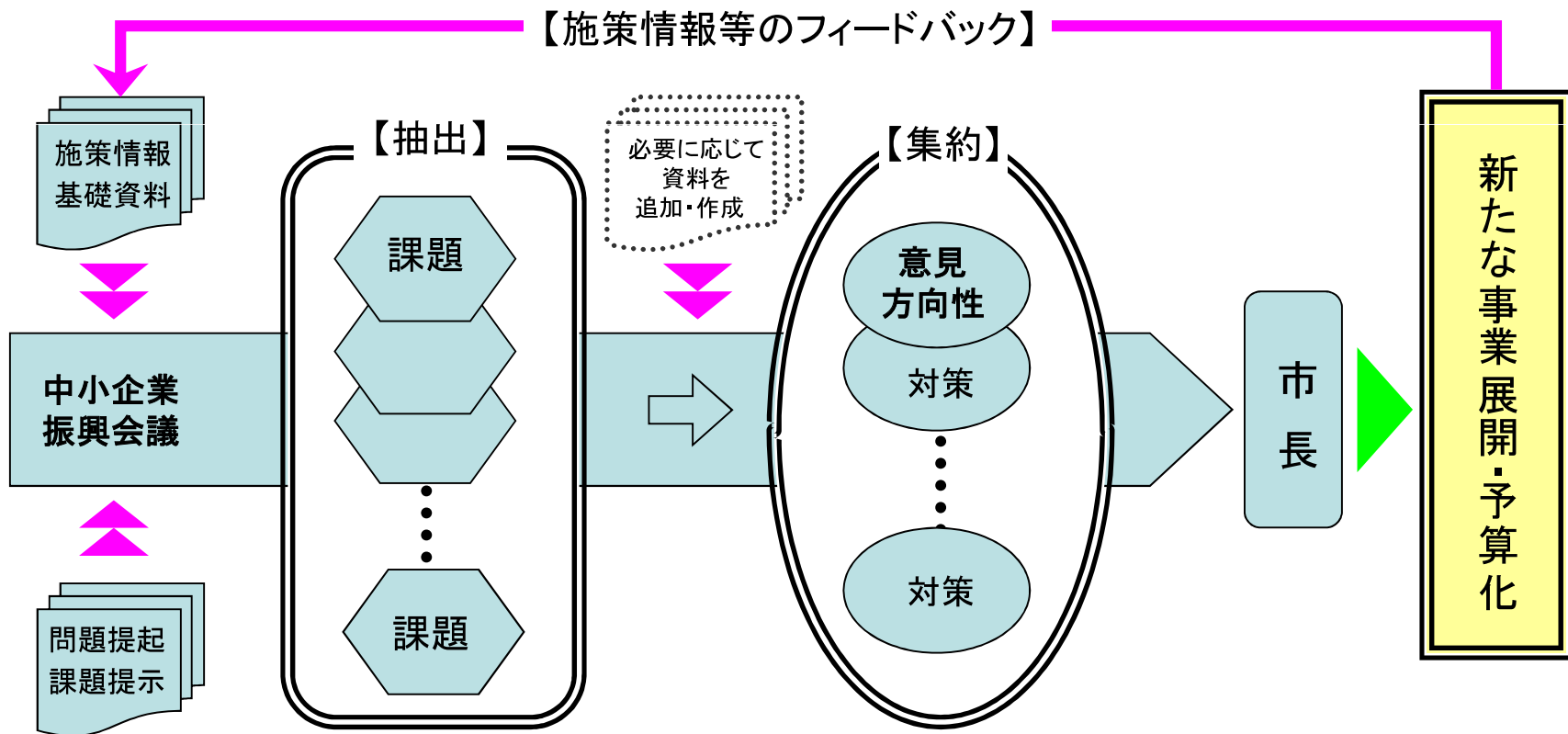
活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

中小企業振興会議の進め方(案)【H27～28年度】

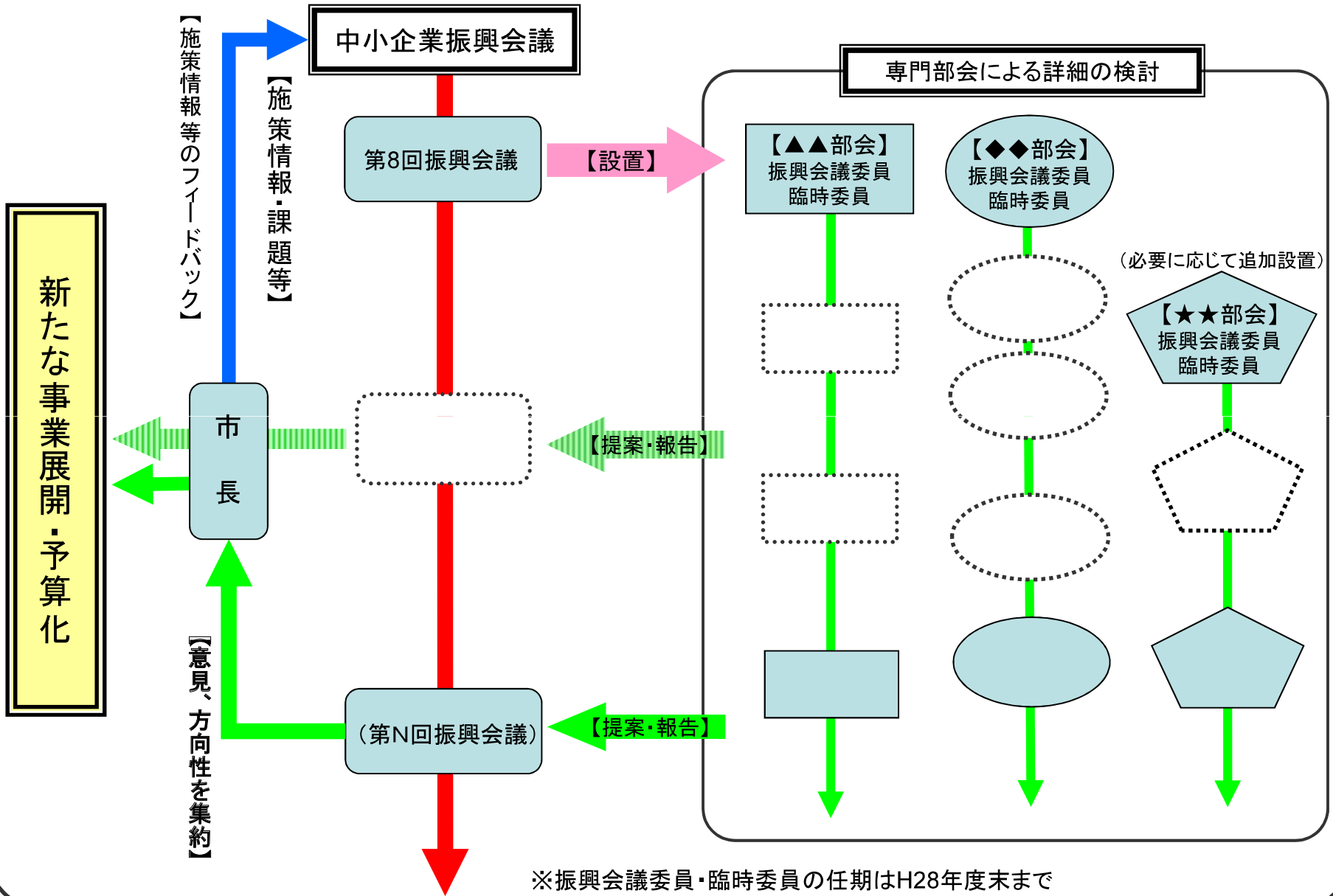
中小企業振興条例 …… 中小企業の振興に関する施策の総合的な推進によって、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちを実現

条例の改廃、施策の実施等に関する事項、その他の中小企業の振興に係る重要事項について審議 ⇒ 市長に意見

東大阪市の地域経済活性化について幅広い議論を展開
⇒ 学識経験者・有識者、事業者、関係団体、行政、公募市民により構成



中小企業振興会議と専門部会の関係(案)【H27~28年度】



「平成 27 年度中小企業振興会議スケジュール」(案)

平成 27 年 8 月 3 日 第 8 回振興会議

- 委員委嘱 (正副会長選出)
- 市の施策説明、基礎資料説明 (市内中小企業の現状、景況等)
- 部会設置

各部会の開催

- 検討テーマ決定
- 振興施策の検討
- 具体的な事業の検討

平成 27 年 11 月中旬～ 第 9 回振興会議

- 部会の経過 (進捗) 報告

各部会の開催

- 振興施策の検討
- 具体的な事業の検討

平成 28 年 2 月 第 10 回振興会議

- 部会の経過 (進捗) 報告

平成 28 年度 中小企業振興会議

3～4 回開催

各部会：部会のテーマ進捗に応じて開催

東大阪市中小企業振興条例

緑豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体（以下「国等」という。）との連携を図りながら、推進されなければならない。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実現等を図るとともに、第9条に定める施策（以下「施策」という。）を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の理解及び協力)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び

関係団体の協働の推進に努めるものとする。

- 4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の振興に関する施策)

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(振興会議)

第10条 本市に、東大阪市中企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。
- 3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○東大阪市中小企業振興会議規則

平成25年3月31日東大阪市規則第61号

改正

平成27年3月27日規則第26号

東大阪市中小企業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市中小企業振興条例（平成25年東大阪市条例第4号）第10条第4項の規定に基づき、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織、運営その他振興会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員25人以内で組織する。

2 振興会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の中小企業者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 本市の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員及び臨時委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第3項の規定により委嘱され、又は任命された日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員

が、その職務を代理する。

6 振興会議は、部会の議決をもって振興会議の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「振興会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 振興会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第3項の規定による委嘱又は任命後最初の振興会議の招集及び会長が選出されるまでの間における振興会議の運営は、市長が行う。

附 則 (平成27年3月27日規則第26号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

東大阪市の中小企業の現状等について

第8回東大阪市中小企業振興会議

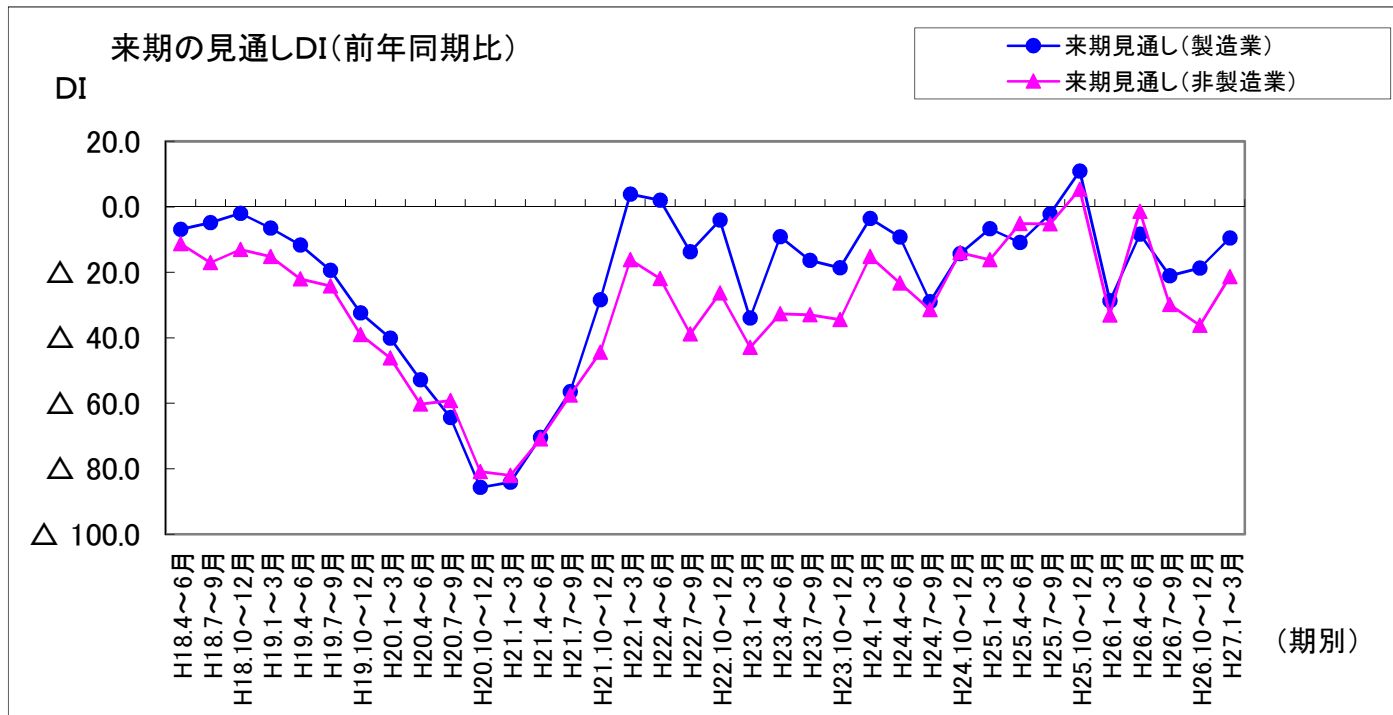
平成27年8月

東大阪市内経済の現状

○市内経済の現状

- ・リーマンショック後(H21年1-3月期):全業種▲87.9 製造業▲88.6 非製造業▲86.1
- ・東日本大震災後(H23年4-6月期):全業種▲29.4 製造業▲22.6 非製造業▲49.5
- ・海外情勢の悪化(H24年7-9月期):全業種▲34.0 製造業▲33.2 非製造業▲36.1
- ・消費税増税後(H26年4-6月期):全業種▲17.7 製造業▲17.8 非製造業▲17.6

景況DIの推移



出典：経済部「市内中小企業動向調査報告」

東大阪市の中小企業の現状

○東大阪市の事業所数と従業員数

- ・従業員20人未満の事業所が9割
- ・事業所数: 製造業6,546件(24.9%) 卸売・小売業・飲食業9,203件(35.0%) サービス業他5,792件(22.0%)
- ・従業員数: 製造業65,649人(27.2%) 卸売・小売業・飲食業72,823人(32.3%) サービス業他53,872人(21.9%)

業種別事業所数・従業者数

	事業所数	構成比	従業者数	構成比
農林漁業	13	0.0%	56	0.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	1,542	5.9%	10,121	4.3%
製造業	6,546	24.9%	65,649	27.9%
電気ガス・熱供給・水道業	14	0.1%	921	0.4%
運輸・情報・通信業	1,027	3.9%	21,594	9.2%
卸売・小売業	6,259	23.8%	55,016	23.3%
飲食店等	2,944	11.2%	17,807	7.6%
金融・保険業	280	1.1%	4,109	1.7%
不動産業	1,868	7.1%	6,440	2.7%
サービス業ほか	5,792	22.0%	53,872	22.9%
総数	26,285	100.00%	235,585	100.0%

規模別事業所数・従業者数

	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1～4人	15,346	58.4%	33,772	14.3%
5～9人	5,223	19.9%	34,088	14.5%
10～19人	3,114	11.8%	42,176	17.9%
20～29人	1,126	4.3%	26,605	11.3%
30人以上	1,396	5.3%	98,944	42.0%
派遣従業員のみ	80	0.3%	-	-%
総数	26,285	100.0%	235,585	100.0%

出典: 「平成24年経済センサス活動調査」

ただし一部分類は省略し表記している。

・運輸・情報・通信業(情報通信業+運輸業、郵便業)

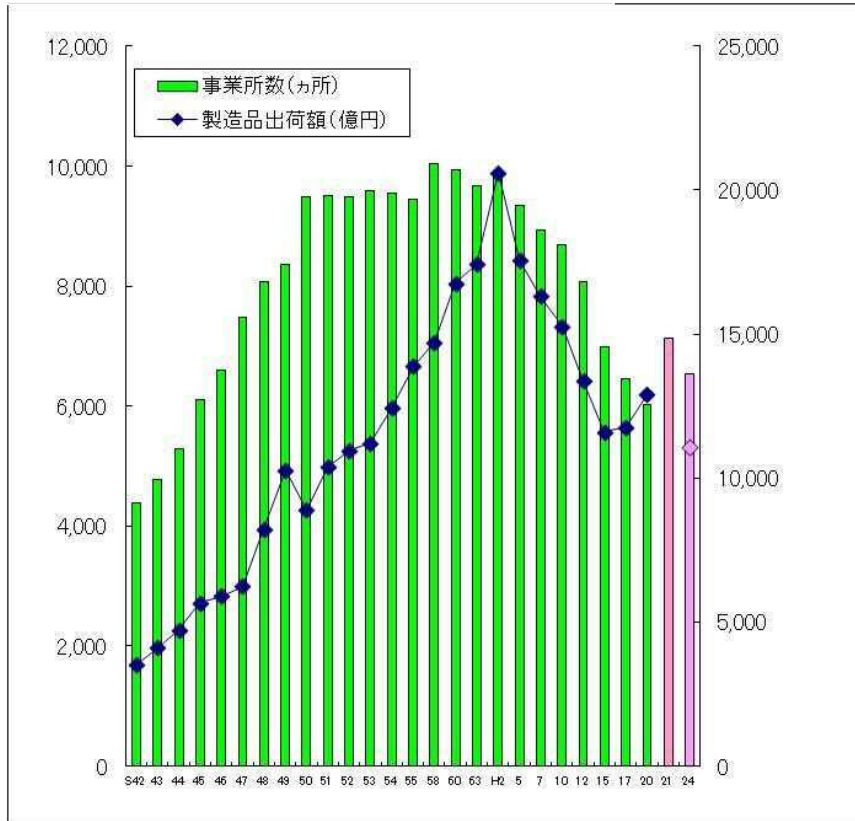
・サービス業ほか(学術研究、専門・技術サービス業+生活関連サービス業、娯楽業+教育、学習支援業+医療、福祉+複合サービス業+サービス業)

東大阪市の製造業

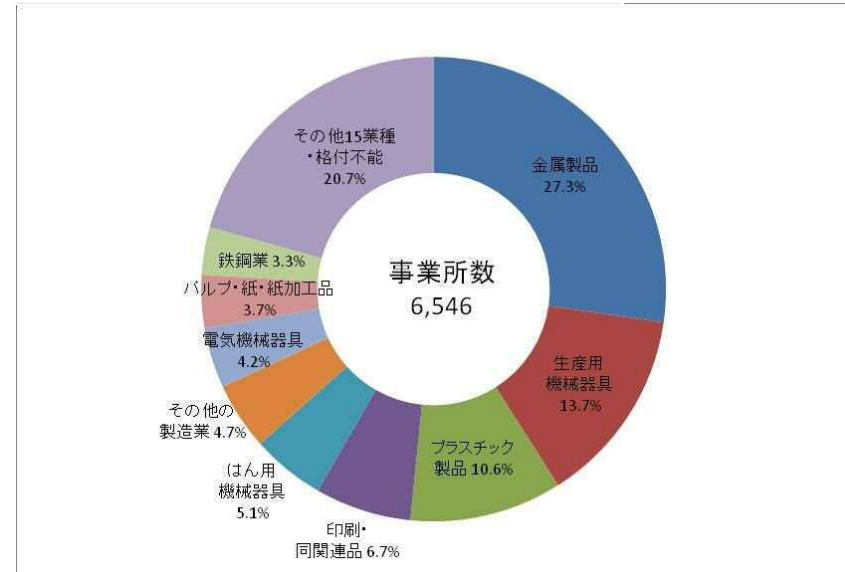
○本市の製造業

- ・工場数 ピーク時 10,033所 → 6,016所 (▲40%)
- ・製造品出荷額 ピーク時 2兆615億円 → 1兆2,898億円 (▲37%)

製造業の事業所数・製造品出荷額



業種構成



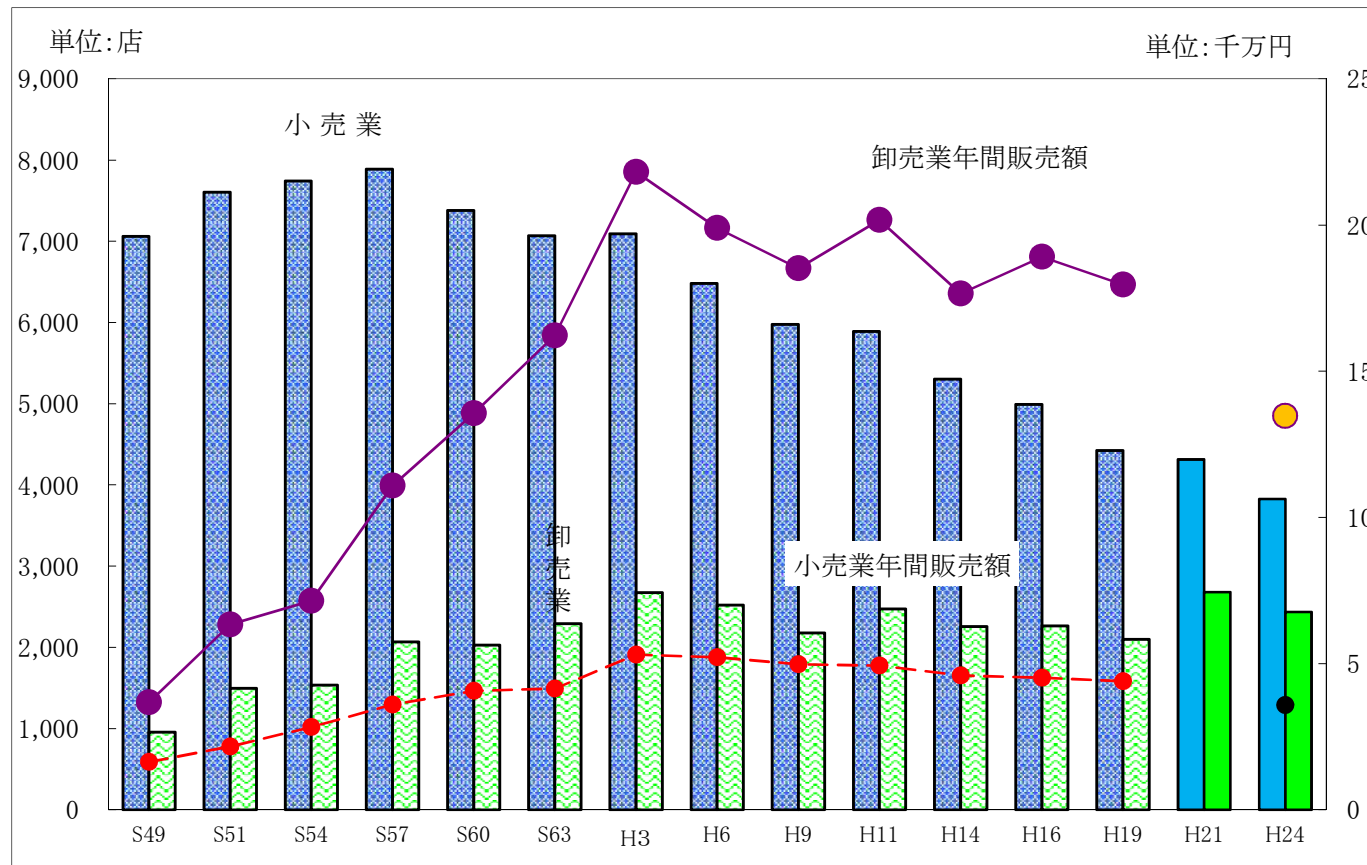
出典：工業統計調査・経済センサス活動調査

- ※1 平成20年以前は工業統計調査、平成21年は経済センサス基礎調査、平成24年は経済センサス活動調査
- ※2 平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス活動調査は、事業所・企業の補足範囲を拡大している等の理由により、平成20年以前の調査とは時系列比較はできない
- ※3 平成20年以前の調査は出荷額のみ、平成24年は売り上げで出荷額以外の収入も含む
- ※4 平成24年の売り上げは「外国の会社」及び「法人でない団体を除いた5,451件の合計額

東大阪市の卸売・小売業

○本市の卸・小売業

- ・商店数 卸売業 ピーク時 2,672カ所 → 2,096ヶ所 (▲22%)
小売業 ピーク時 7,887カ所 → 4,423ヶ所 (▲44%)
- ・年間販売額 卸売業 ピーク時 2兆1千8百億円 → 1兆7千9百億円 (▲18%)
小売業 ピーク時 5千3百億円 → 4千4百億円 (▲17%)



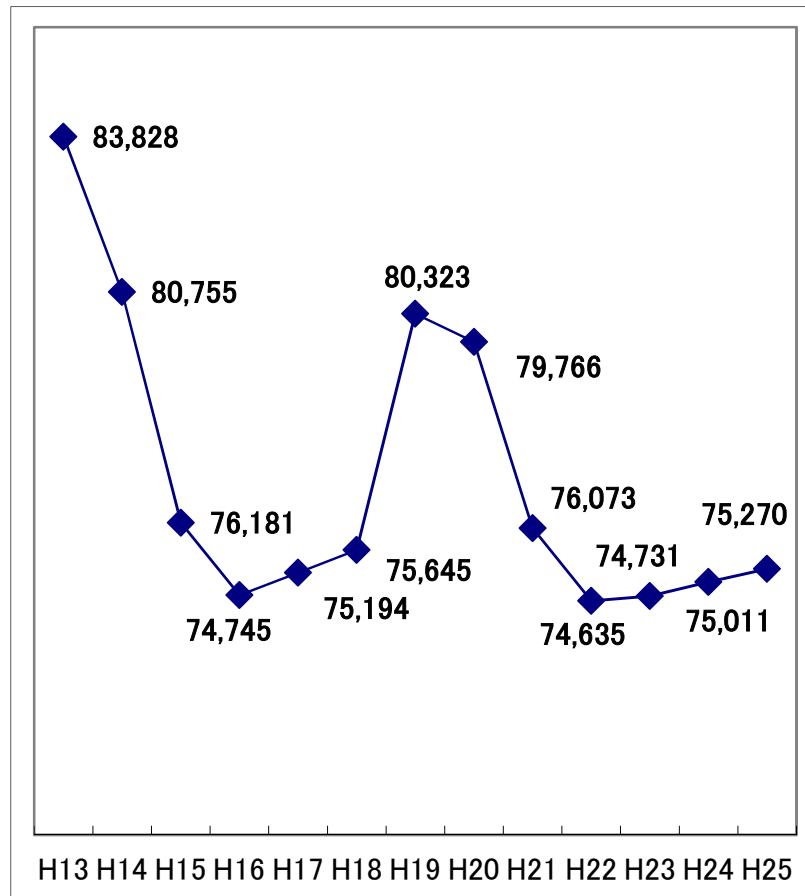
※1 平成19年以前は商業統計調査、平成21年は経済センサス基礎調査、平成24年は経済センサス活動調査

※2 平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス活動調査は、事業所・企業の補足範囲を拡大している等の理由により、平成19年以前の調査とは時系列比較はできない

東大阪市の財政現状

○市税の推移(平成13年→平成25年)

838億円 → 752億円 (▲10%)

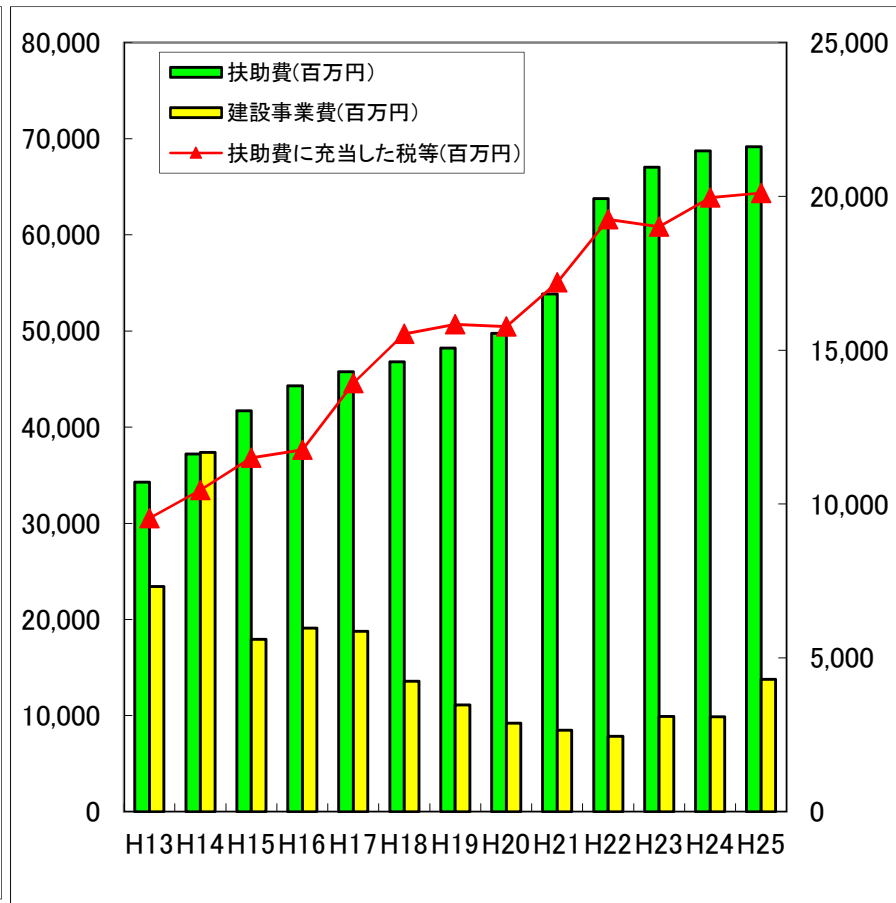


○扶助費・建設事業費の推移(平成13年→平成25年)

扶助費 343億円 → 690億円 (+101%)

扶助費充当した税等 95億円 → 201億円 (+112%)

建設事業費 234億円 → 134億円 (▲43%)



出典:財務部「普通決算カード」

東大阪経済の概要

第8回東大阪市中企業振興会議

平成27年8月3日

東大阪経済の概要

東大阪市は面積が 61.78k m²で大阪府下の市町村では第9位の大きさとなっている。

平成24年経済センサス^{※1}活動調査によると、本市の事業所数(民営)は、26,285件、従業員数は235,585人で、ともに大阪府下では大阪市、堺市に次いで第3位で、全国でも有数の産業集積地である。また、全事業所数のうち、製造業の事業所数は6,546件で24.9%、従業者数は65,649人で27.9%を占めており、ともに最も多い産業(大分類)である。ただ、経済センサス以前に実施されていた工業統計調査によると、製造業の事業所数は平成20年の調査では6,016件で、昭和58年の10,033件をピークに減少傾向にあり、この状況は今現在も進行形であると思われる。

一方、事業所数を従業者規模別にみると、「1~4人」規模が15,346件で58.4%を占め、次いで「5~9人」が5,223件で19.9%であり、従業者9人以下の小規模事業所が全体の8割近くを占めており、19人以下の小規模事業所では9割を超えている。

業種別事業所数・従業者数

(単位:件、人)

	事業所数	構成比	従業者数	構成比
農林漁業	13	0.0%	56	0.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	1,542	5.9%	10,121	4.3%
製造業	6,546	24.9%	65,649	27.9%
電気ガス・熱供給・水道業	14	0.1%	921	0.4%
運輸・情報・通信業	1,027	3.9%	21,594	9.2%
卸売・小売業	6,259	23.8%	55,016	23.3%
飲食店等	2,944	11.2%	17,807	7.6%
金融・保険業	280	1.1%	4,109	1.7%
不動産業	1,868	7.1%	6,440	2.7%
サービス業ほか	5,792	22.0%	53,872	22.9%
総数	26,285	100.00%	235,585	100.0%

規模別事業所数・従業者数

(単位:件、人)

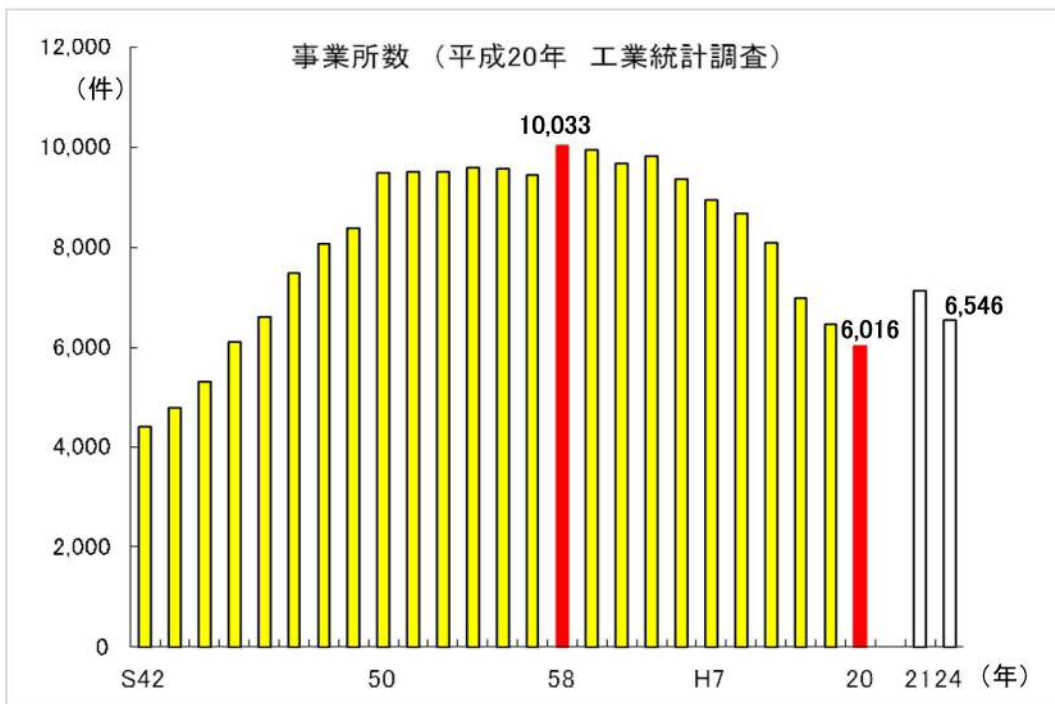
	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1~4人	15,346	58.4%	33,772	14.3%
5~9人	5,223	19.9%	34,088	14.5%
10~19人	3,114	11.8%	42,176	17.9%
20~29人	1,126	4.3%	26,605	11.3%
30人以上	1,396	5.3%	98,944	42.0%
派遣従業員のみ	80	0.3%	—	0.0%
総数	26,285	100.0%	235,585	100.0%

出典:「平成24年経済センサス活動調査」

ただし一部分類は省略し表記している。

・運輸・情報・通信業(情報通信業+運輸業、郵便業)

・サービス業ほか(学術研究、専門・技術サービス業+生活関連サービス業、娯楽業+教育、学習支援業+医療、福祉+複合サービス業+サービス業)



(平成20年以前は工業統計調査、平成21年は経済センサス基礎調査、平成24年は経済センサス活動調査)

^{※1} 経済センサスは、事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備する目的で、平成21年7月に基礎調査が、平成24年2月には活動調査が実施されている。

東大阪市の工業

工業の概況

1. 発展の経過

本市は関西経済の中心都市大阪市と隣接し、低廉な貸し工場の供給や交通網の整備等の有利な条件のもとで全国有数の工業都市として、また中小企業のまちとしても知られている。

本市工業の源は江戸時代の河内木綿から生まれた織物工業で、明治に入り輸入綿の増加により織物工業が衰退すると、鉄線や金網、作業工具などの地場産業が発達した。その後第2次大戦以前は大阪の軍需産業の下請けを担う役割をも果たしてきた。戦後はこれらの産業に加えボルト・ナット等の工業が発達し、特に昭和30年代に入ると、急速な重化学工業化の進展の中で、部品、その他の補給基地として大阪工業圏の一翼を担うまでになった。本市の地場産業は昭和40年代を通じて輸出依存度を強めてきたが、2度のオイルショックを経てわが国の産業構造が大きく変わる過程で本市に占めるシェアを低下させ、今日では製造品出荷額等で本市工業の約10%を占めるにとどまっている。かわって本市工業の中核を担ったのは、機械金属関連製造業やプラスチック製品製造業で、昭和50年代以降その比率を高め、事業所数で約70%を占めている。このように長い年月を経て多種多様な業種が集積した本市製造業は、その高度な集積を生かし、有機的な分業体制によりフレキシブルな生産ネットワークを形成し、わが国製造業の発展に大きく貢献している。

2. 現況

国の経済対策等により為替が過度な円高から改善されたことなどにより、全国的に大企業を中心に業績回復が進み、それが本市の製造業にも波及して景況感の改善が進んでいたが、円安による原材料や原油価格の高騰などを販売価格に十分転嫁できていない状況もあり、景況感については慎重な見方が続いている。

3. 今後の課題

前述したように、大企業を中心とした海外生産の増加や海外からの部品調達や安価な製品流入等に伴い国際的に分業体制もさらに加速していくものと考えられる。また製造業の先行きの不透明感に加え、3Kイメージによる若者の製造業離れ、とりわけ技能工を中心とした人材不足や経営者の後継者不足は深刻である。このような状況の中で、本市製造業は企業経営が揺るがされかねない危機に直面することも予想される。しかし本市の製造業は、大企業の参入が困難なニッチ市場を創出し、安定的なシェアを確保している企業や、既存の製品の機能を研究開発によって高め、製品の高度化、高付加価値化を品質面、機能面から追求し、最先端分野において大きなシェアを誇っている企業や立地メリットを生かし、国内市場をターゲットにして短納期対応で成功している企業も多い。

今後とも市内製造企業が有している活力を維持し新たな発展を図るためには、これからの企業群を中核に生産のグローバル化の進展に対応していくことが急務であり、市内製造業者が将来にわたって安定的に操業していける住工共生のまちづくりを目指しながら新製品、新技術の開発、人材の育成と確保、営業力の強化等に取り組むことが求められている。

東大阪市の商業

商業の概況

(卸売業)

1. 発展の経過

本市の卸売業は、昭和 40 年代以降、長田、荒本地区を中心に機械卸売団地や紙文具団地などの卸売団地が本市に相次ぎ造成されたことが発展の契機となった。これらの卸売団地は、当時高度経済成長期の急速な卸売需要の拡大に、西日本最大の商業都市大阪市の卸売機能が限界に達したことを受けて大阪府が造成したものである。これらの卸売団地の造成とともに中央環状線や中央大通り、阪神高速道路、近畿自動車道などが開通したことにより、本市から大阪市内都心部と大阪の南北への交通アクセスが大幅に改善され、そのことが大阪市内から本市への卸売業の進出をより一層促す結果となった。中でもこれら道路が交差し、トラックターミナルや流通倉庫を擁する本市の長田、荒本地区は、大阪の物流と卸売の新たな拠点地域となった。

その結果、本市の卸売業は、商店数及び従業者数が大阪市に次いで府下 2 位（平成 19 年商業統計調査結果）に位置するまでになっている。

2. 現況

平成 24 年経済センサス活動調査によると、商店数は 2,434 店、従業者数は 26,957 人、年間販売額は 1 兆 3,466 億円^{※2}となっている。商店数と従業者数について平成 21 年経済センサス基礎調査と比較すると商店数では 9.2%、従業者数で 9.5%減少している。

3. 今後の見通しとその課題

卸売業は流通機構の中心的存在であり、メーカーと小売とをつなぐ大きな役割を担っていた。しかし、卸売業を取り巻く経営環境は、販売先の業況不振などに加え、構造的課題として、卸売業以外の産業による卸売機能への進出などにより厳しくなっている。このため、この厳しい環境変化の中で、生き残り戦略や成長・発展戦略を効率的に取組むことが必要となっている。今後、IT 関連の業務システムの導入・物流効率化・小売店の全面的支援（リテールサポート）への取組の強化など、確固たるビジネスモデルを構築することにより、さらなる発展を遂げる可能性がある。

(小売業)

1. 発展の経過

本市の小売業は、JR 学研都市線、近鉄奈良線、大阪線沿線を中心に都市の形成が進み、各駅前を中心に商店街が、また住宅地域には小売市場が形成され商業の集積が進んだ。

高度経済成長期の急激な人口の増加を背景として各駅前を中心に一層の集積が進み、また昭和 40 年代以降は総合スーパーや量販店等の大規模小売店舗が多数立地するようになり、本市の小売業は大きく発展した。

しかし昭和 45 年、近鉄奈良線の難波延伸以降、市内人口の停滞とも相まって沿線各駅の乗降客が減少し、布施駅前をはじめ本市小売業は広域機能が低下し、近年市内商店街は地域型ないし近隣型のものとなりつつある。また近年では商店街や小売市場での売上高の減少や空き店舗の増加、経営者の高齢化や後継者難などの問題が顕在化してきている。

2. 現況

平成 24 年経済センサス活動調査によると、商店数は 3,825 店、従業者数は 28,059 人で府下では大阪市、堺市に次いで第 3 位を占める有数の商業都市であり、年間商品販売額は 3,575 億円^{※3}となっている。商店数と従業者数について平成 21 年経済センサス基礎調査と比較すると商店数では 11.3%、従業者数で 10.7%減少している。

平成 19 年まで実施された商業統計調査でも、昭和 57 年をピークに商店数の減少傾向が続いており、特に小規模店の減少が顕著になっている。このような小規模店の減少は、経営基盤の近代化のおくれや消費者ニーズへの対応ができなかったことによるところが大きい。後継者難による廃業も多いものと

^{※2}金額は管理、補助的経済活動のみを行う事業所、格付け不能の事業所、並びに商品販売額の回答のない事業所を除いた 1,659 事業所の金額

^{※3}金額は管理、補助的経済活動のみを行う事業所、格付け不能の事業所、並びに商品販売額の回答のない事業所を除いた 2,892 事業所の金額

見られている。

そうした中で、これまで地域コミュニティの中核的な役割を担ってきた商店街や小売市場にも、活性化に向けた動きが見られる。すなわち、アーケードや街路灯、防犯カメラ設置などの安全で安心して買物ができる環境の整備、イベントの開催によるにぎわいづくりや空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置運営、あるいはセルフ化への業態転換を果たした小売市場の活性化事業など様々な取り組みが進められてきている。

3. 今後の見通しとその課題

平成 20 年 3 月に JR おおさか東線が開通し、結節点となる JR 高井田中央駅、JR 河内永和駅、JR 俊徳道駅、JR 長瀬駅と本市に新たに 4 つの駅が誕生した。また、平成 21 年 3 月には阪神なんば線が開通（阪神西大阪線が延伸し、近鉄奈良線と直結）し、神戸との往来にかかる利便性が向上し、交通環境が大きく変化している。さらに、大阪市や八尾市といった隣接市に大型商業施設がオープンするなど、本市を取り巻く商業環境は今後も大きく変化することが見込まれる。

このような社会情勢や商業を取り巻く経済状況の変化とともに、市内商業集積地では店舗の入れ替わりや新たなまちづくりの動きが現れるなど、大きな変化が進んでいる。

そこで、今後の地域商業振興施策の指針となすことを目的に、また市内商業の一層の振興を図っていくために今後 10 年間（平成 32 年）を見据えた「東大阪市商業振興ビジョン」を平成 22 年 2 月に策定し、地域生活拠点である商業集積地域の魅力と活力の再生を基本目標に掲げ 3 つの基本方向（①地域密着型支援の強化、②元気グループ推進型支援の強化③地域資源活用・広域集客型支援の強化）に基づく商業振興施策に取り組むことが求められている。

東大阪市の観光

1. 市内観光の概要

本市の観光は東部に金剛生駒紀泉国定公園に指定された風光明媚な生駒山系を持ち、この山系一帯は府民の憩いの場として、府民の森「くさか園地」「ぬかた園地」「なるかわ園地」を中心に気軽に楽しむことのできるハイキングコースが整備されている。これらのコースは、都市化のなかで直接自然や文化財にふれ、森林浴やバードウォッチング等に汗を流すことのできる格好の場で、利用者は年々増加している。また、歴史的な文化財にも恵まれ、枚岡神社、石切剣箭神社などをはじめとした歴史的な観光資源が多数残されている。

一方、市内には国史跡・重要文化財に指定されている鴻池新田会所、ラグビーの聖地といわれる東大阪市花園ラグビー場をはじめ、文化発信拠点として期待される司馬遼太郎記念館、モノづくり支援拠点のクリエイション・コア東大阪が開設され、多くの人々が本市を訪れている。

2. 今後の取り組みと課題

平成 20 年 10 月 1 日「観光立国」の推進体制の強化するため国土交通省の外局として観光庁が設立され、また平成 25 年 4 月 1 日「大阪の観光戦略」を進めるため大阪観光局が設立された。観光振興は、来訪者数・宿泊者数の増加による経済効果、新たな観光関連産業の振興と地域の活性化、交流を通じたにぎわいづくりによる生活の質的向上の効用をもたらす。国内のみによる交流に加えて今後は海外からの来訪者にも焦点を当てた観光施策の展開が必要である。

東大阪市の労働雇用

1. 労働雇用の概況

布施公共職業安定所管内の有効求人倍率は平成 27 年 1 月に 1.00 となったが、同管内の有効求人倍率が 1 倍を超えるのは、平成 18 年 3 月以来 9 年ぶりのことである。このように市内の雇用状況は改善の兆しがあるが、一方で、若年者の失業率は高止まりの傾向が続いており、また、ニート状態の若年者や中高年齢者、障害者、母子家庭の母親など就職困難者の就業にはまだまだ厳しいものがある。

15 歳から 34 歳のニート状態にある若年者は、平成 26 年度では全国で約 56 万人と推計されており、同年齢の人口に占める割合は 2.1%となっている（総務省統計局 労働力調査）。これを東大阪市にあてはめると、その年代の人口は約 10 万 5 千人であることから、本市のニート状態の若年者は約 2,200 人程度と推察される。

有効求人倍率や完全失業率等から見た雇用失業情勢は改善傾向にあるものの、雇用形態については、正規雇用者が減少し、非正規雇用者が増加する傾向がここ数年連続しており、平成 26 年度では全国で雇用者全体に占める非正規雇用者の割合は 37.4%である。これは平成 16 年度の割合 31.4%と比較して 6.0 ポイントの増となっている（総務省統計局 労働力調査）。

2. 課題と今後の取り組み

若年者の就業対策については、東大阪商工会議所への委託事業である「モノづくり若年者等就業支援事業」、補助事業である「人材確保事業」を実施している。

これらの事業については、若年者の失業率が高止まりしており、またフリーターを始めとする非正規雇用の若年者が増えている一方で、市内企業には人手不足感があることから、より一層取り組みを強化する必要がある。

さらに、ニート状態にある若年者の就業対策については、国の「地域若者サポートステーション事業」を受託している社会福祉法人に、「若者自立支援援助事業」を委託し、両事業を一体的に実施している。

この両事業については、従前より一定の実績を上げているが、現在、公共職業安定所と連携した、相談者の職業的自立に向けた就労支援の強化や、学校等と連携した、中途退学者等の支援強化等、よりきめ細やかな対応が求められている。

中高年齢者や障害者、母子家庭の母親など就職困難者の就業対策については、「地域就労支援事業」として、市内 3ヶ所に就労支援センターを開設している。

この事業については、相談内容がより複雑化・高度化していることから、複数回にわたる丁寧な相談の実施や、医療、福祉分野を始めとする他の支援機関との連携を強化することにより、事業の充実を図っていく必要がある。

社会や経済の構造が大きく変化する中、個人の価値観や働き方は多様化しているが、働きたくとも働けない者、正規雇用者になりたくともなれない者は確実におり、それらの者の雇用対策に、よりきめ細やかに、より強力に取り組んで行く必要がある。

東大阪市の農業

1. 農業の概況と課題

本市の農業は年々都市化の波に押され、農家数、経営耕地面積とも減少を続けているが、都市近郊農業の特色を生かしつつ、軟弱野菜の生産や花卉栽培に見られるように特産的な農業の経営が比較的安定した形態を示している。しかし農業用施設（用排水路）への不法投棄や経年劣化により、用排水路の整備による農業基盤づくりが必要と思われる。一方で、農業経営の困難さや、就業者の高齢化もあり、後継者・担い手育成が課題となっている。

* 農林業センサス（平成 22 年）によると総農家数は 689 戸で平成 2 年時の 1366 戸からほぼ半減しており、農地面積（固定資産税台帳調）でも平成 27 年度 222ha（平成 22 年度 250ha）、平成 2 年度 500ha より半減している。

2. 今後の取り組み

都市における農地は、新鮮な農産物を安定的に供給する役割を担うばかりだけでなく、豪雨時における洪水防止等の役割を果たす保水機能、災害時の避難空間にも役立ち、緑地空間として市民にうらおいとやすらぎを与える機能も有していることから、農業振興施策を通じて、農地の保全・活用を図っていく。

* 平成 21 年 5 月から始動したファームマイレージ運動は、消費者・生産者・実需者が一体となって地産地消の推進により東大阪市内の農業・農地を守ることを目的としており、具体的には消費者が市内 JA の直売所・朝市で購入したエコ農産物を一定数集めると、農地を守ったお礼としてエコ農産物と感謝状が贈呈される仕組みとなっており、地産地食の推進とエコ農産物生産者の増加（大阪府下 1 位）に繋がっている。

（推進母体：東大阪市農業振興啓発協議会：JA グリーン大阪・JA 大阪中河内・大阪府中部農と緑の総合事務所・大阪府北部農業共済組合・東大阪市農業委員会・経済部で組織）

- * 市民の市内農業への意識を高め、市民・消費者と農家が共になって市内農業を守り育てていく事業を、「食育」の観点も併せた事業として取り組む。
- * 農地の守り手・担い手支援として定年帰農者・青年農業者・農家女性を対象とした支援事業などを進めていく。

「東大阪市中小企業振興条例にかかる 中小企業の振興に関する施策」

平成27年8月
経済部

東大阪市第2次総合計画後期基本計画

中小企業のまち
東大阪市

部門別計画 第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

第21節 モノづくりが元気なまち

- 4-21-1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します
- 4-21-2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます
- 4-21-3 モノづくり企業の販路開拓を応援します
- 4-21-4 地域経済の連携、交流に取り組みます

第22節 買い物しやすいまち

- 4-22-1 特色ある商業集積地域づくりを支援します
- 4-22-2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します
- 4-22-3 地域資源の活用で集客力を強化します
- 4-22-4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

第23節 農業と農地空間を大切にすまち

- 4-23-1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
- 4-23-2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
- 4-23-3 農業と農地空間の担い手を育てます
- 4-23-4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
- 4-23-5 有害鳥獣被害への対策を進めます

第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

- 4-24-1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
- 4-24-2 金融面から産業活動を支援します
- 4-24-3 経済施策情報を分かりやすく発信します
- 4-24-4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

- 4-25-1 働きがいのある労働環境づくりを支援します
- 4-25-2 安心して働ける労働環境づくりを支援します
- 4-25-3 若者の就業を応援します
- 4-25-4 就職に困っている人の雇用を促します
- 4-25-5 高齢者の生きがい就労を応援します

第2部 市民文化を育むまちづくり

第8節 多くの国・地域や二つの交流が育まれるまち

- 2-8-5 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します

第9条 中小企業の振興に関する施策

- 1 中小企業者の産業集積の活性化及びネットワークを強化させるための施策
- 2 中小企業者の操業環境の確保及び市民の住環境との調和を推進するための施策
- 3 中小企業者の販路拡大のための施策
- 4 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- 5 中小企業者の人材の育成・事業承継に関する施策
- 6 中小企業者の資金調達の円滑化を促進させるための施策
- 7 中小企業者の創造的な事業活動の促進のための施策
- 8 中小企業者のグローバル化のための施策
- 9 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- 10 中小企業者の魅力等の情報発信を行うための施策
- 11 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

平成27年度中小企業の振興に関する施策について

1 住工共生のまちづくり事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

本市の重要な存立基盤であるモノづくり企業の集積について、その維持に向けた操業上の環境づくりを積極的に推進しつつ、良好な住環境を保全・創出することで、活力あふれる経済活動と快適な生活環境が両立したまちを実現していくことを目的に、各種施策を実施するもの。

予算額	35,734千円
総合計画	4-24-1
実施計画	○
振興施策	2

2 モノづくりワンストップ推進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

小規模企業に光を当てたきめ細かい支援を行うため、販路系コーディネーターがモノづくり現場へ赴き、販路開拓支援を実施するとともに、市等の施策情報の提供を行う。また、技術系コーディネーターによる、市内外から寄せられる様々な発注案件を市内モノづくり企業へとつなぐマッチング支援を行い受注拡大へ繋げる。また、東大阪商工会議所等と連携し、モノづくり企業に対して、ワンストップの一貫した支援を行う。

予算額	22,712千円
総合計画	4-24-3
実施計画	○
振興施策	3 4 7 8

3 モノづくり支援補助事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

【高付加価値化促進事業】

市内中小企業者又は市内中小企業者2社以上が共同して行う、新たな産業技術の研究や新製品の開発、またテーマに沿った調査研究や講習会の開催等の取り組みに対し、補助金を交付し、付加価値の高い製品づくりや経営力の向上を図る。

【クリエイションコア常設展示場出展支援事業】

北館1～2階の展示場に、市内の独自の優れた技術力を持つ基盤的技術産業の企業がビジネスマッチングを生み出す為に、オンリーワン、シェアナンバーワン等の製品・技術を展示することに対して出展支援する。補助対象者は市内企業のみで、平成22年度より出展開始後2年間（～平成21年度は3年間）、月額出展料の3分の1以内で補助金を交付。

【創業促進インキュベーション支援事業】

クリエイション・コア東大阪施設内「インキュベートルーム」に地域の技術集積を活用して、新たな事業を創出し、展開しようとする企業・ベンチャー企業等の家賃を一部補助。補助金額は月額賃借料の5/10(市内企業)、3/10(市外企業)で、補助期間は3年間。また、北館4Fコミュニケーションスペース(入居企業の交流の場)は、賃借料・電気代を補助。

【海外見本市出展支援事業】

本市においては、環境ビジネス、デザイン戦略をはじめとする高付加価値化戦略を進めており、それらで生み出される製品などを、中国をはじめとするアジア新興国の成長市場、また、グリーンニューディール政策で生み出される米国の環境市場などに売り込んでいく販路拡大戦略を図っていく必要があることから、海外展示会への出展支援を行なっていくものである。

【モノづくり企業の国内展示会への出展支援事業】(平成26年度補正予算10,000千円)本市が平成26年度に製造業を対象に行ったアンケート調査結果によると「市場(販路・受注)拡大」が経営課題のトップに挙げられていた。そこで、国内市場への販路拡大を強力に支援すべく、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、国内展示会等の出展料の助成をするもの。

予算額	20,488千円
総合計画	4-21-1 4-21-3 4-24-4
実施計画	○
振興施策	1 3 8

4 モノづくり立地促進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

市内のモノづくり推進地域で新たに延床面積500㎡以上を活用し(工業専用地域では延床面積1,000㎡以上を活用)製造業を営む場合や、新たに工場を建設する場合等に、土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合を補助することで、工場立地に際しての企業のイニシャルコストの低減を図り、製造業の本市への立地促進につなげる。

予算額	16,179千円
総合計画	4-24-1
実施計画	○
振興施策	2

5 技術交流プラザ事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

平成12年7月28日に開設以来、市内製造企業者の情報発信・販路開拓支援のひとつとして、市内製造業検索サイト「東大阪市技術交流プラザ」を運営。現在約1,100社の技術力や製品、設備などの企業情報が登録されており、内外から受発注探しなどに活用されている。

予算額	6,973千円
総合計画	4-21-3 4-24-3
実施計画	○
振興施策	3 10

6 東大阪ブランド推進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

東大阪市内企業のオンリーワン、ナンバーワン、プラスアルファの特徴ある最終製品を東大阪ブランドとして認定する東大阪ブランド推進機構を支援し、個々の企業が「東大阪ブランド」という都市ブランドの名のもと事業活動することにより、本市経済の活性化及びモノづくりのまち東大阪の都市イメージの向上を図る。

予算額	4,727千円
総合計画	4-21-3
実施計画	○
振興施策	3 7

7 モノづくり教育支援事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

小学生にモノづくりへの興味や楽しさを感じてもらい、将来の東大阪を担う人材の育成を図るために、NPO法人東大阪地域活性化支援機構に業務を委託し、子ども向けのモノづくりのメニューを作成している市内企業の協力を得て、市内小学校へモノづくり学習の人材派遣を行っている。

予算額	4,100千円
総合計画	4-21-2
実施計画	○
振興施策	5 10

8 東大阪デザインプロジェクト事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

世界的工業デザイナーを本市のデザインクリエイティブアドバイザーとして迎え、セミナーやデザインアドバイスを通じて広くデザインの重要性をPRするとともに、市内製品のデザインのレベルアップを図る。

予算額	2,900千円
総合計画	4-21-1
実施計画	○
振興施策	3 4 7 8

平成27年度中小企業の振興に関する施策について

9 **ビジネスセミナー開催経費**
(モノづくり支援室)

【事業内容】
市内中小企業者の人材育成を積極的に推進し、新分野進出や業務改善、後継者育成、創業支援等を図るため、(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構がビジネスセミナー(営業・経営・法律・IT等のテーマ)を開催することを補助する。

予算額	1,500千円
総合計画	4-24-3
実施計画	
振興施策	5

10 **モノづくりのまち東大阪技術力アピール事業**
(モノづくり支援室)

【事業内容】
【産業財産権活用補助金】
産業財産権の利活用等により製品や技術の高付加価値化を戦略的に進めるため、市内製造業が特許権を取得する際の出願審査請求に係る費用に対し、補助金を交付する。

予算額	1,000千円
総合計画	4-21-1
実施計画	○
振興施策	1 4 7

11 **東大阪市少年少女発明クラブ補助金**
(モノづくり支援室)

【事業内容】
(公社)発明協会の支援のもと次代を担う青少年を対象とし、創作の楽しさを体得させ、科学的な考え方を養い、創造性豊かな人間形成を図ることを目的として設置されている「東大阪市少年少女発明クラブ」に対して支援を行っている。

予算額	568千円
総合計画	4-21-2
実施計画	○
振興施策	5

12 **成長産業参入支援事業**
(モノづくり支援室)

【事業内容】
環境に配慮した低炭素化社会に転換される上で生み出されるビジネスや求められる技術に市内の企業がいち早く対応できるよう、セミナーの開催や見学会等を「環境ビジネス事業」の中で行ってきた。平成27年度からは、「環境ビジネス事業」に留まらず、例えば「医療器具・機器」といった分野も対象に含めた「成長産業参入支援事業」として、事業を再編して実施するもの。

予算額	500千円
総合計画	4-21-1
実施計画	○
振興施策	3 4 7

13 **産業振興PR経費**
(モノづくり支援室)

【事業内容】
本市の製造業のポテンシャルを内外に広くアピールすることで、本市の認知度の向上と市内製造業の販路拡大を図ると共に、誘致対象企業を発掘し、具体的な立地に繋げていく。また、リージョンセンターに各地域内の企業製品を展示することにより、地元企業としての認識を高めさせるとともに、企業及び一般市民に広くPRを行い、受注機会の増大と販路の拡大を図る。

予算額	446千円
総合計画	4-21-3 4-24-3
実施計画	
振興施策	3 10

14 **モノづくり開発研究会支援事業**
(モノづくり支援室)

【事業内容】
市内企業の技術力高度化や研究開発促進を目的としてテーマが設定された2分科会「中堅人材育成・金属コース」「中堅人材育成・高分子コース」により研究会を実施している。それぞれのテーマに基づき機器利用による講習会及び外部講師を招いた座学講習会などを市立産業技術支援センターにおいて実施する。

予算額	350千円
総合計画	4-21-2
実施計画	
振興施策	5

15 **異業種交流促進事業**
(モノづくり支援室)

【事業内容】
平成7年度に市内の異業種交流グループ間の情報交換や交流を図る目的で結成された、東大阪市異業種交流グループ連絡協議会の活動を支援することにより本市産業の活性化を図る。

予算額	250千円
総合計画	4-21-1 4-21-4
実施計画	
振興施策	1

16 **地域密着型支援事業**
(商業課)

【事業内容】
商業振興ビジョンの基本方向「地域密着型支援の強化」の具現化を図るための商業振興施策。商業集積地域の振興のため、商店街や小売市場の魅力アップにつながる事業やにぎわいづくり事業、地域別プレミアム商品券事業への補助金交付や、高齢者に優しい商店街づくりを推進するモデル地区委託事業等を実施。

予算額	14,903千円
総合計画	4-22-1
実施計画	○
振興施策	1 7 10

17 **観光振興事業**
(商業課)

【事業内容】
本市の魅力を外内にアピールし観光振興を図るため、本市の観光や特産品の情報発信、まち歩き等のイベント開催について業務委託や補助金交付を行う。

予算額	14,256千円
総合計画	2-8-5
実施計画	○
振興施策	3 7 10

18 **空き店舗活用促進事業**
(商業課)

【事業内容】
商店街内の空き店舗を活用したコミュニティ施設や商店街の魅力高める店舗を開設する際に要する改装費用や家賃への補助金交付と開業者に対しアドバイザー派遣を通じた経営面でのサポートを複合的に展開することで、商店街の活力と賑わいの回復を図る。

予算額	8,466千円
総合計画	4-22-1
実施計画	○
振興施策	1 2 4 7

平成27年度中小企業の振興に関する施策について

19 商業振興コーディネーター事業

(商業課)

【事業内容】

商業集積地だけの力だけでは活性化が厳しい現状がある中、モデル地区にコーディネーターを派遣し店主へのヒアリング調査やワークショップによる元気な若手商業者の発掘、商店街の課題・テーマ設定とプロジェクトの合意形成のためのコーディネーター業務、プロジェクト推進のための連携団体・サポートメンバー(例:自治会・NPO法人・大学・消費者モニター・大型店など)づくりの支援を図る事業。さらに、単年度で結果・成果をだすのが困難である状況に鑑み、複数年度(1年目:基礎調査、プランニング、2年目:事業実施、成果検証)での支援も視野に入れる。

予算額	4,500千円
総合計画	4-22-1
実施計画	○
振興施策	1 4 7

20 個店経営者育成セミナー事業

(商業課)

【事業内容】

小売業の強化、人材の確保と育成のため東大阪あきんど塾を立ち上げ、経営に関するスキルアップを図る研修事業。「個店の魅力向上」「商業者間のネットワーク・情報共有の強化」の一助となすとともに、ひいては市内商店街・小売商業全体の振興や活性化を図ることを目的とする。

予算額	1,128千円
総合計画	4-22-2
実施計画	○
振興施策	1 4 5 7

21 元気グループ推進支援事業

(商業課)

【事業内容】

商業振興ビジョンの基本方向「元気グループ推進型支援の強化」の具現化を図るための商業振興施策。市内の商店街や地域で元気な若手商業者の発掘からグループづくり、活性化プロジェクトの立ち上げから事業化まで包括的にコーディネートし、自主的なグループ活動につながることを主眼に置いた支援を行うため業務等を実施。

予算額	600千円
総合計画	4-22-2
実施計画	○
振興施策	1 3 7

22 商店街環境整備維持管理事業補助金

(商業課)

【事業内容】

市内商業環境の安全を促進し、魅力ある商店街等づくりと地域の安全・安心環境の向上を図るため、東大阪市小売商業団体連合会に加盟する組織に対し、街路灯やアーケード照明施設の維持管理にかかる経費の一部補助を行う。

予算額	3,000千円
総合計画	4-22-4
実施計画	○
振興施策	1 4

23 ワークサポート事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

労働者等の処遇や労働条件について、専門の労働相談員がその問題解決を図るとともに、働く意欲がありながら就労できない就職困難者等を対象に就労支援コーディネーターが支援を行う。

予算額	13,761千円
総合計画	4-25-2
実施計画	○
振興施策	9

24 若者自立支援援助事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

一定期間無業状態にある若者を対象に、社会人、職業人としての能力の開発や意識の啓発、社会適応等のため、アウトリーチ事業や仕事体験事業等、職業的自立に向けた支援を若者自立援助機関に委託し実施している。

予算額	10,000千円
総合計画	4-25-4
実施計画	○
振興施策	9

25 モノづくり若年者等就業支援事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

若年者等の雇用を促進するため、就職マッチング事業やモノづくり企業合同就職説明会、働く若者等を紹介する情報誌の発行等を行っている。

予算額	10,000千円
総合計画	4-25-3
実施計画	○
振興施策	5 9

26 若年等トライアル雇用事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

市内に住所を有する若年者等の雇用を促進するため、国のトライアル雇用を実施している市内の事業所の事業主に対し支援金を支給し、若年者等の自立を助長するとともに常用雇用に繋がるよう支援する。

予算額	3,070千円
総合計画	4-25-3
実施計画	○
振興施策	9

27 障害者雇用促進事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

市内に住所を有する障がい者を雇用した市内の事業所の事業主に対し奨励金を支給し、障がい者の自立を助長し福祉の増進を図り、障がい者の雇用を促進する。

予算額	1,600千円
総合計画	4-25-4
実施計画	○
振興施策	9

28 市内企業と学生、女性の就職マッチング事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

市内企業の採用状況や雇用ニーズをきめ細かに把握し、新たな雇用ニーズの掘り起こしを図るとともに、学生や子育て世代の女性の就職ニーズとのマッチング事業を行う。

予算額	0千円
総合計画	4-25-2
実施計画	○
振興施策	9

平成27年度中小企業の振興に関する施策について

29 都市農業活性化農地活用事業

(農政課)

【事業内容】

農業団体や農家が行う農業生産基盤整備などに対する補助金交付により、農業振興及び農地の保全・活用を図る。

予算額	33,500千円		
総合計画	4-23-3		
実施計画	○		
振興施策	2	3	4

30 農業啓発推進事業

(農政課)

【事業内容】

東大阪市の特産品である大阪エコ農産物を普及させることで、安全安心で新鮮な農産物を消費者に提供するとともに、消費者が地元の農産物を購入することで地産地消を促進し、農業と農地・農空間を守る事業を実施する。

予算額	4,150千円			
総合計画	4-23-1			
実施計画	○			
振興施策	2	3	4	5

31 有害鳥獣捕獲対策事業

(農政課)

【事業内容】

生駒山中に生息するイノシシ等の有害鳥獣による水稻・サツマイモ等の農作物への被害を防ぐため、捕獲を行う。

予算額	2,345千円			
総合計画	4-23-5			
実施計画	○			
振興施策	2			

32 中小企業振興会議経費

(経済総務課)

【事業内容】

振興会議は市長が諮問機関として設置する第3者機関としての役割を担い、法的には地方自治法(第138条の4)に規定される市長の附属機関として設置する。構成メンバーは、市内中小企業者、学識経験者、公募による市民、経済団体、金融機関、行政など幅広い関係者によって構成される予定であり、本市中小企業の①動向に関すること ②施策の推進に関すること ③経済の活性化に関すること ④条例の改廃に関すること ⑤その他本市中小企業の振興に関することなどについて審議を行う。

予算額	2,217千円			
総合計画	4-0-0			
実施計画				
振興施策	4	7		

33 東大阪市企業・従業員表彰事業

(経済総務課)

【事業内容】

地域や社会における企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)を果たす企業を表彰する「CSR経営表彰」を行い、当該企業の企業価値を高め、社会から信頼される企業として域内に軸足を置いて、環境・地域・社会・雇用、人権・労働の分野で社会に貢献する中小企業の事業所の増加を図り、もって本市産業の持続可能な振興と発展に資することを目的とする。

予算額	1,058千円			
総合計画	4-24-3 4-25-1			
実施計画				
振興施策	5	7		

34 中小企業情報提供事業

(経済総務課)

【事業内容】

本市の最新支援施策や各種セミナー等の情報を、市内中小企業者へ向け提供する。また、本市産業施策の立案にあたり、重要な基礎資料となる中小企業動向調査を行う。

予算額	2,811千円			
総合計画	4-24-3 4-21-3			
実施計画				
振興施策	10			

1 市内モノづくり企業における事業承継・技術継承の重要性

- ものづくり基盤技術産業を中心に多種多様な製造業が集積し、それらの企業が有機的な分業システムにより柔軟な生産ネットワークを築き上げている
- これらのネットワーク及び機能集積を維持していかなければ、「モノづくりのまち東大阪」の優位性の喪失へとつながる
- 地方創生においても、しごとをつくり、雇用の確保を図る中小企業・小規模企業の集積維持は、地域産業の競争力強化の観点からも重要



モノづくり企業の事業承継のあり方検討部会（仮称）

設置目的

事業承継、後継者問題等を念頭に置いた、モノづくり企業集積の維持に関する検討を行う。

目標・内容

- 最近の事業承継をめぐる状況の変化を踏まえつつ、市内モノづくり企業の事業承継を巡る現状を深耕し、現状分析を行う。
- 円滑な事業承継に向けて、モノづくり企業の承継先や承継元が抱える障壁や求めるニーズの把握を行う。
- 部会での議論を通じて、課題を明らかにし、円滑な事業承継の促進に向けた支援策の構築を図る。
- 併せて、国等へ地域経済の実態を伝えるとともに、モノづくり企業集積の維持及び活性化へとつなげる。

スケジュール予定

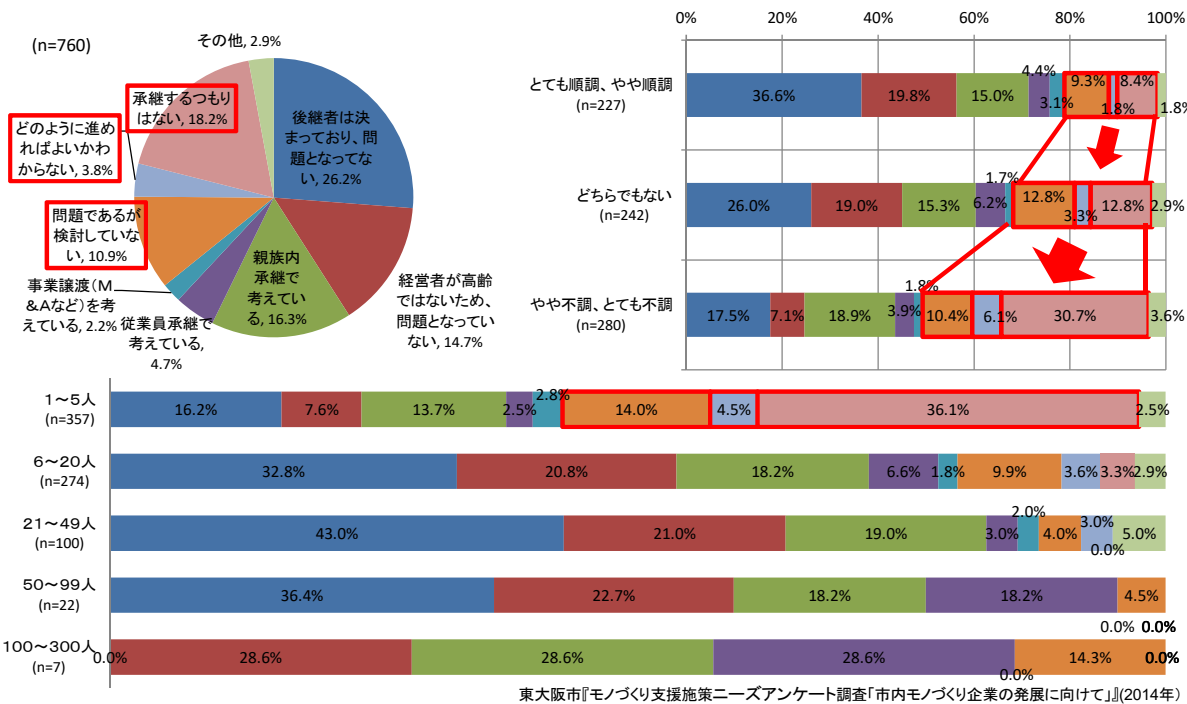


第1回部会

- 検討テーマの確定
- アンケート概要、目的について
- アンケートスケジュールについて
- アンケート調査票について

2 市内モノづくり企業の事業承継を巡る現状

- 事業承継に課題を抱えるモノづくり企業は3割強
- 1～5人以内の小企業の4割弱が承継するつもりはない
- 経営状況が悪くなるにつれ、事業承継に課題を抱える企業が増加



3 モノづくり支援施策のあり方検討部会のまとめ（モノづくり支援再興戦略より）

別紙のとおり、モノづくり支援施策検討部会では今後のモノづくり支援施策のあり方として『モノづくり支援再興戦略』を取りまとめた。本戦略では、2つのコンセプト「1 小規模企業にきめ細かく光を当てた支援」、「2 モノづくり支援施策を“つなぐ”橋渡しの強化」を設定し、そのコンセプトのもとに、「①高付加価値化に向けた支援の強化」、「②モノづくり人材の育成・確保、事業承継の促進」、「③操業環境の維持・確保」、「④販路開拓支援の充実」の4つの基本フレームのもとづく、今後講じるべき施策を取りまとめた。

しかし、市内中小企業の雇用の実態ニーズの把握とともに、モノづくり支援施策検討部会では具体的な施策提言までいたらなかった、「モノづくり人材の育成・確保、事業承継の促進」という、事業を“つなぐ”事業承継や技術を“つなぐ”技術継承への支援施策については、課題として残されている。

東大阪市モノづくり支援再興戦略の概要

東大阪市モノづくり支援新戦略（提言）以降の経済・社会環境の変化

東大阪市モノづくり経済特区構想（策定）〔平成15年3月〕

- 都市経営的観点からモノづくり都市の方向を明確化
- 高付加価値製品を作り出す苗床としての機能的役割を担うべく、工場の立地・操業しやすい製造環境の提供に向け施策展開

東大阪市モノづくり支援新戦略（提言）〔平成20年2月〕

- 特区構想の基本理念は、引き続き継承しつつ、なお厳しい小規模企業の実情、モノづくり人材の高齢化、操業環境の悪化といった今日的課題に対応すべく策定
- 「①小規模企業の高付加価値化を強力に支援」、「②安心して操業できる操業環境を確保」の2つをコンセプトに、4つのフレームで施策展開

新戦略提言以降の経済・社会環境変化の潮流

新戦略の提言を受けて以後、5年以上が経過し、この間、平成20年9月のリーマン・ショックによる未曾有の経済危機、さらに平成23年3月の東日本大震災や同年以降の欧州政府債務危機等、新戦略策定時から中小企業・小規模企業者を取り巻く経済・社会環境は著しく変化している。

- 東日本大震災の発生 → 被災地の甚大な被害、原材料等や商品配送の停滞、自粛ムード等の消費マインド低下、電力供給制約の発生
- 国内モノづくりの構造変化 → 人口減少・経営者層の高齢化・海外との競争激化・地域経済の低迷といった構造変化、事業所数減少
- 政策環境の変化
 - ・国 → 中小企業憲章の制定(H22.6.18 閣議決定)、小規模企業活性化法(H25.6.21公布、9.20施行)、小規模企業振興基本法(H26.6.27公布・施行)
 - ・東大阪市 → 東大阪市中小企業振興条例(H25.3.31公布、4.1施行)
東大阪市住工共生のまちづくり条例(H25.3.31公布、4.1施行)

「モノづくり支援施策のあり方検討部会」での議論

東大阪市中小企業振興会議で「モノづくり支援施策のあり方検討部会」を設置

東大阪市中小企業振興条例に基づいて、平成25年7月に組成した「東大阪市中小企業振興会議」で、新戦略提言以降の経済・社会環境の変化を踏まえ、東大阪市におけるモノづくり支援施策のあり方を再構築していく必要があるとの認識のもと、同年9月に「モノづくり支援施策のあり方検討部会」を設置

「モノづくり支援施策のあり方検討部会」での主な意見

- 日本の技術力が高いのは、小規模な事業所によるところが大きい
- 情報の発信側と受信側にギャップがあるのではないかと。施策メニューは充実しているため、このギャップを埋めていく仕組みをつくれば。
- どんな内容でも相談を受け、適切な支援機関へコーディネートできる窓口が必要

部会開催	主なテーマ
第1回(H25.10.23)	この間のモノづくり支援施策と今後のあり方検討の必要性
第2回(H26.1.29)	中小企業支援施策について(人材育成・確保、技術支援、事業承継)
第3回(H26.5.27)	中小企業支援施策について(販路開拓)
第4回(H26.6.24)	中小企業支援施策について(高付加価値化)、アンケート調査について
第5回(H26.10.28)	アンケート調査結果の概要、再興戦略(仮称)の中間骨子について
第6回(H27.2.4)	モノづくり支援再興戦略(仮称)最終報告(案)について
第7回(H27.5.25)	モノづくり支援再興戦略等について(自由討議)

※上記に加え、2回の学識経験者・有識者会議を開催

2つのコンセプト

1 小規模企業にきめ細かく光を当てた支援

小規模企業の重要な役割を認識し、その活力が最大限に発揮されることの必要性に鑑み、さらに**無限に秘める成長可能性を発掘するため、小規模企業層を中心にきめ細かく光を当てた支援を行う。**様々な経営課題等を抱えているモノづくり企業が気軽に相談できる総合相談窓口を設置し、適切な支援施策、支援機関への誘導等に努めるなど、**小規模企業等のニーズにきめ細かく対応し、その事業の持続的な発展を図る。**

2 モノづくり支援施策を“つなぐ”橋渡しの強化

情報を入手していない、自社の強みが発信できていないモノづくり企業に対して、情報の受信、発信を双方向に行えるようポータルサイト「東大阪市技術交流プラザ」の機能強化を図るとともに、**モノづくり企業と支援機関、またモノづくり企業間、さらには、多様なモノづくり支援施策を“つなぐ”橋渡しの強化を図る。**

モノづくり支援施策ニーズアンケート調査「市内モノづくり企業の発展に向けて」

市内モノづくり企業の現状や情報入手・発信、販路開拓、高付加価値化への取組み状況とそれらに対する支援施策のニーズを把握し、今後のモノづくり支援施策のあり方を検討するための基礎資料とすべく実施

アンケート調査結果から

- 小企業・小規模企業と規模の大きな中小企業の間で、経営状況に大きな格差
- 小企業では3割強が事業承継するつもりはないと回答
- 情報を入手していない小企業・小規模企業が多数存在
- 市に対する情報発信は、多様な組み合わせが求められている
- 自社の強みについて、情報発信が「できていない」と考える企業が多い
- 総合相談窓口の設置ニーズは、高い
- 従業員規模によって、求める販路開拓支援、高付加価値化支援施策は異なっている

モノづくり支援施策の4本の柱と重点施策

高付加価値化に向けた支援の強化

施策ニーズの高い、新製品、新技術開発への支援や医療等の成長分野への参入支援、企業間及び産学公民金連携マッチング支援などを総合的に講じることにより、市内モノづくり企業の生産性の向上とともに更なる高付加価値化を促進

【重点施策】成長分野への参入と企業間等の連携支援を強化

- 医療等成長分野への参入支援
- 企業間及び産学公民金連携に向けた取組を支援
- 新製品、新技術開発促進に向けた支援
- 産業財産権の取得に向けた支援
- 魅力あるデザイン製品づくりを促進

モノづくり人材の育成・確保、事業承継の促進

モノづくり人材の育成・確保と円滑な事業承継に向けた支援策は、モノづくりのまち東大阪にとって重要であり、人材育成・確保のため、産業技術支援センターの測定機器等の充実を図り、その利活用を促進する取組を進めるとともに、事業承継や技術継承に向けた効果的な施策を展開

【重点施策】モノづくり人材育成の強化と円滑な事業承継支援策の検討・実施

- 市立産業技術支援センター機器整備事業
- 次世代モノづくり啓発事業
- モノづくりのまちイメージアップ事業
- ビジネスセミナーの開催
- 円滑な事業承継及び技術継承に向けた取組

操業環境の維持・確保

住工混在から住工共生に向けた本格的な取り組みは、まちづくりの観点からのものであり、住工共生のまちづくりの実現に向け、各種優遇制度の適切な運用を図るとともに、持続的な工場用地の確保に資する規制の導入に向けて検討

【重点施策】住工共生のまちづくりの更なる進展に向けた優遇策等の充実

- 工場移転支援補助の実施
- 相隣環境対策支援補助の実施
- 住工共生コミュニティ活動支援補助の実施
- 事業用地継承支援対策補助の実施
- 住工共生まちづくり活動支援補助の創設
- モノづくり立地促進事業の実施

販路開拓支援の充実

経営課題のトップにあげられる「市場(販路・受注)拡大」。多種多様な販路開拓支援策を展開するとともに、技術交流プラザの利活用を促進するなど、モノづくり企業の営業力を補完していく取組を強化

【重点施策】モノづくり企業に対する販路開拓の一貫した支援

- 総合相談窓口の設置
- モノづくりワンストップ推進事業の強化
- 東大阪市技術交流プラザ事業の強化
- 総合的な情報発信
- 東大阪ブランド推進機構補助事業
- 国内外販路拡大事業

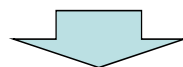
「(仮称)地域商業振興部会」の検討テーマについて

現行の商業振興ビジョン(地域商業振興施策の指針)
平成12年に最初のビジョンを策定。
現行のビジョンは平成22年2月、おおむね10年を見通した
ものとして策定。 …… おおむね半期を経過

平成22年度以降のビジョンに基づく商業振興施策の実施状況を、
事務局から資料提供

現行商業振興ビジョンの課題解決に向けて

① ビジョンで取り上げた課題に対する施策、事業展開の検証および評価



② 後半期における施策の方向性の検討

東大阪市商業振興ビジョンの概要

東大阪市経済部商業課

1. ビジョンの策定にあたって

(1) 策定の目的

現行の商業振興ビジョンの策定から約10年が経過し、東大阪市の商業及び商業集積地を取り巻く環境は大きな変化を見せているため、本市の新たな地域商業振興施策の指針となることを目的として策定した。

(2) ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、平成15年に策定された「東大阪市第2次総合計画」(平成15年～平成32年)の理念を踏まえ、その具現化及び整合を図りながら、地域商業振興の基本的な指針とするものであり、概ね10年後を見通したビジョンとする。また、前回のビジョン同様、「地域商業振興施策」としての「商業集積地域の支援」を中心に取り上げることとし、新たにグループ支援も位置づける。

◆ **商業集積地域を対象とする意義**
買物だけの機能としては商業集積地域の占める割合は低下傾向

しかし、駅周辺の利便性が買物空間として再評価。
商業集積地域は安全安心なまちづくりやにぎわいづくりには不可欠

2. 東大阪市商業を取り巻く状況

(1) 社会的潮流

- 需要構造、供給構造の変化
- 人口減少社会、集約型都市構造への対応
- コミュニティビジネス機会の高まり
- 大型店立地後の商業集積地域
- 鉄道の利便性向上

(2) 東大阪市商業の10年間の変化

- **小売業の動向**
商店数はこの10年間で4分の1が減少
従業者数は平成9年と同水準
年間商品販売額は10年間で1割近く減少
売場面積は10年間で約9万㎡増加
- **商業集積地域の動向**
・ 市内に占めるシェア動向
商店数、年間商品販売額ともに減少傾向
(平成19年商業統計ベース)

しかしながら、それでもなお本市の商業集積地域は、市民の日常の買物空間として多くのシェアを占めており、多くは商圈と駅勢圏がほぼ一致するという特徴を持っていることから、地域の生活拠点として商業集積地域の担う役割は大きいといえる

商業集積地域の取組動向(ヒアリング結果)

- ・ 一部の地域では若手の動きあり
- ・ 元気な店舗も現れている
- ・ 地域資源を活用した取組や連携の動き

3. 東大阪市商業振興に関する課題

本市商業を取り巻く環境と今後の展望を踏まえ、地域商業振興に関する課題として6つの点を示す

- ① 集積力低下**
個店、販売額の減少、空き店舗問題
- ② 組織力低下・担い手不足**
後継者、リーダー不足、単組での事業力低下
- ③ 個性の不足**
買物空間以外の要素、広域からの集客不足
- ④ 商業集積地別のビジョンの欠如**
単組中心の活動、地域全体での活動の脆弱さ
- ⑤ 元気な店舗の取り込み不足**
市内商業に関するブランド力不足
連携のきっかけ不足
- ⑥ 情報発信や集積地間交流不足**
市内集積地間の情報交流不足
集積地の魅力発信不足

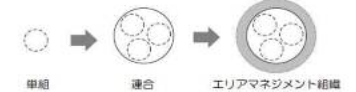
4. 商業振興の基本方針

(1) 基本目標

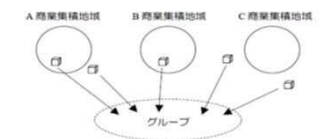
商業集積地域の魅力と活力の再生

(2) 基本方向

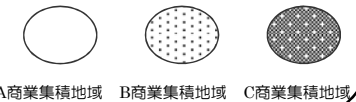
① 地域密着型支援の強化



② 元気グループ推進型支援の強化



③ 地域資源活用・広域集客型支援の強化



5. 地域別商業振興の方向

「地域別商業振興の方向」は、本ビジョン策定後各集積地域ごとに事業者を中心に独自のビジョンを描き実行していくことを基本とする。したがって、本ビジョンでは、今後、各地域で検討を進めていく際の材料となるように、地域別の現況や資源等を提供するとともに、地域別商業活性化のヒントとなる視点を示す。

6. ビジョンの推進体制

基本方向の推進には事業者自身のがんばりが基本になるが継続的な事業を推進するための体制が不十分
⇒ 集積地内外への働きかけ、取組を企画・コーディネートする「(仮称)東大阪商業振興サポートセンター」的機能を構築。
具体的な事業レベル(リーディング事業)の実践を積み重ねて展開していく。

サポートセンターの5つの機能 (★はコア機能)

- ① 集積地域の事業マネジメント機能★
- ② 元気グループのコーディネート機能
- ③ 人材育成・交流促進機能★
- ④ 情報発信機能
- ⑤ 情報提供・情報交流機能★

＜リーディング事業の展開＞

基本方向	リーディング事業	主体(推進体制)
地域密着型支援	商店街イメージアップ事業 商学公連携事業	東大阪市小売商業団体連合会 東大阪市
元気グループ推進型支援	東大阪の名品・名物づくり事業	東大阪商工会議所
地域資源活用・広域集客型支援	アンテナショップ開設運営事業 観光まちづくり情報発信事業	東大阪観光協会 東大阪物産観光まちづくりセンター

平成27・28年度 東大阪市中小企業振興会議における部会及び委員(案)

(仮称)モノづくり企業の事業承継のあり方検討部会

氏名	役職等	
阿児 加代子	大阪府社会保険労務士会東支部	
桑野 博行	大阪商業大学総合経営学部	教授
高島 政康	東大阪市工業協会	会長
高田 克己	公募委員	
田中 聡一	公募委員	
西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所	所長
宮野 利恵子	公募委員	

(仮称)地域商業振興部会

氏名	役職等	
飯島 茂春	株式会社日本政策金融公庫	東大阪支店長兼国民事業統括
茨木 延夫	東大阪市小売商業団体連合会	会長
大西 由起子	東大阪観光協会	会長
小野 栄治	公募委員	
倉貫 智之	東大阪市大型小売店舗連絡協議会	会長
中嶋 嘉孝	大阪商業大学総合経営学部	准教授
脇田 恒夫	公募委員	

東大阪市の中小企業振興に関する提言

【概要】

平成27年7月
東大阪市中小企業振興会議

目 次

はじめに

平成 27 年度東大阪市中企業振興会議～東大阪市の中小企業振興に関する提言（概要）

1 東大阪市の中小企業の概要と動向	5
(1) 市内中小企業の概要	
(2) 市内中小企業の景況感	
(3) 市内中小企業の経営上の問題点	
(4) 雇用情勢	
2 東大阪市中企業振興会議及び部会の設置	8
3 東大阪市の中小企業振興に関する提言の概要	10
4 参考資料	11
資料1 審議経過	
資料2 東大阪市中企業振興会議委員名簿	
5 東大阪市の中小企業振興に関する提言	
● 東大阪市モノづくり支援再興戦略（モノづくり支援施策のあり方検討部会）	17
● 商店街と地域との連携のあり方（地域商業の魅力と活力の再生検討部会）	19
● 地方における観光による経済活性化について（地域商業の魅力と活力の再生検討部会）	21
● 都市農業振興への提言（農業振興検討部会）	23

はじめに

東大阪市は、全国でも有数の中小企業の一大集積地であり、活力ある「中小企業のまち」として、また基盤的技術産業を中心に多種多様なモノづくり企業が集積した「モノづくりのまち」として世界的にも名を馳せている。東大阪市の中小企業はそのほとんどが従業員 20 人以下の小規模企業者であるが、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるだけでなく、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源として、重要な役割を担っている。

これらの小規模企業者を中心とした中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、東大阪市では、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにし、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することによって、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とした東大阪市中心小企業振興条例が平成 25 年 4 月 1 日に施行された。

東大阪市では、東大阪市第 2 次総合計画後期基本計画においてまちづくりの基本方針が示され、その目標達成に向けた各般の施策が展開されているところである。特に東大阪市中心小企業振興条例では中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けていることから、市として中小企業の振興に関する施策については総合的に推進、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現を目指している。東大阪市中心小企業振興会議も本条例に基づき平成 25 年 7 月 29 日に設置され、その後 2 年間に渡り、市が実施しているこれらの施策はもとより、今後展開すべき中小企業支援施策等について議論を重ねてきた。

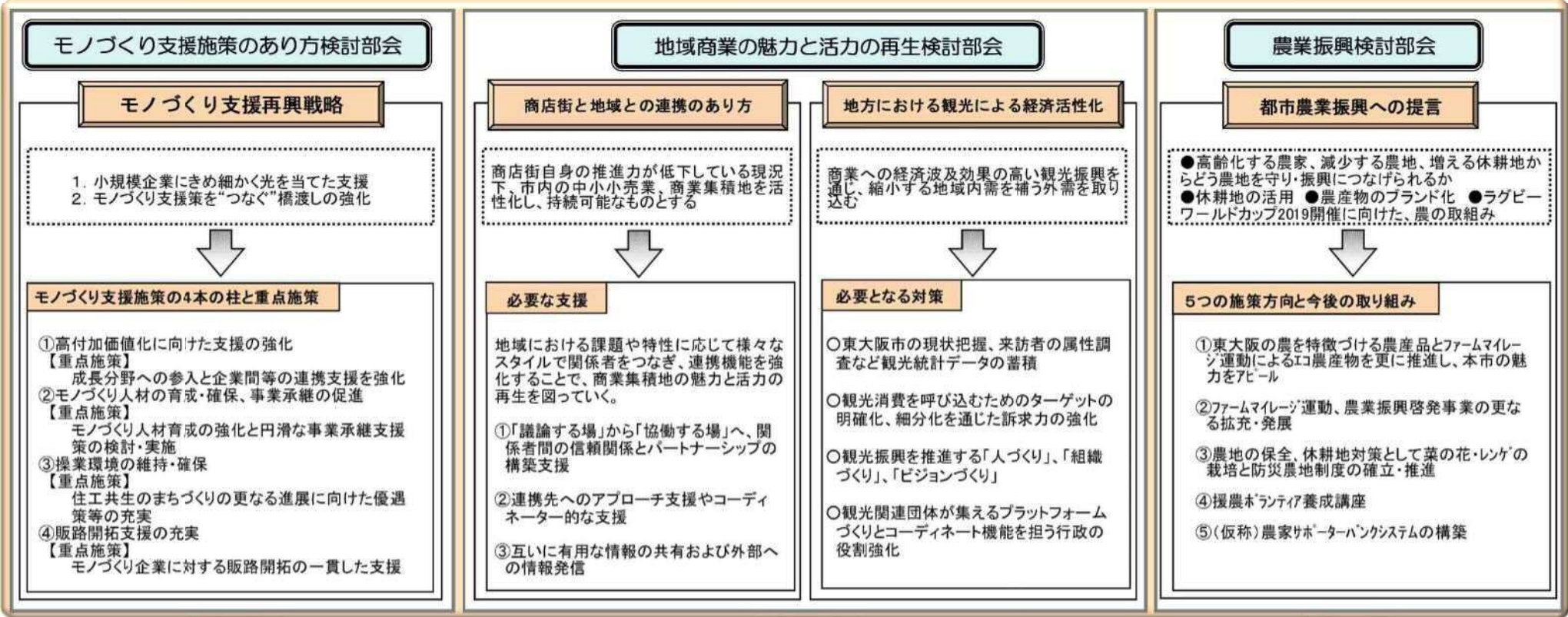
このたび、東大阪市中心小企業振興会議の専門部会であるモノづくり支援施策のあり方検討部会、地域商業の魅力と活力の再生検討部会、農業振興検討部会において議論を重ねてきた内容を、東大阪市中心小企業振興会議の提言として取りまとめた。東大阪市には、これまでの中小企業振興会議における議論の過程で、委員各位より出された様々な意見や提案を真摯に受け止め、実現可能なものから速やかに施策化を図っていただきたいと考えるものである。

最後に、東大阪市中心小企業振興会議及び各部会において、終始熱心にご議論をいただいた委員各位に衷心より御礼申し上げます。

平成 27 年 7 月

東大阪市中心小企業振興会議
会 長 文 能 照 之

平成27年度東大阪市中小企業振興会議～東大阪市の中小企業振興に関する提言（概要）



振興会議の提案にもとづく具体的な施策の構築・推進
「モノづくりが元気なまち」「雇用が安定し働きやすいまち」「買い物しやすい街」「農業と農地空間を大切にするまち」

(中小企業振興条例) 地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現
(総合計画後期基本計画) 活力ある産業社会を切り拓くまちづくりの実現

(東大阪市第2次総合計画 将来都市像)
「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」

1 東大阪市の中小企業の概要と動向

(1) 市内中小企業の概要

東大阪市は面積が 61.78k m²で大阪府下の市町村別では第 9 位(平成 27 年 3 月 6 日国土交通省国土地理院発表の大きさ)であるのに対し、事業所数は 26,285 件(平成 24 年経済センサス活動調査)従業者数は 235,585 人と大阪市、堺市について 3 位となっており、全国でも有数の産業集積地である。

全事業所数のうち、製造業の事業所数は 6,546 件で 24.9%、従業者数は 65,649 人と 27.9%を占めており、ともに最も多い産業(大分類)となっている。(図表 1) 事業所数を従業員規模別にみると、「1~4 人」規模が 15,346 事業所と全体の 58.4%を占め、次いで「5~9 人」が 5,223 事業所(19.9%)であり、従業者 9 人以下の事業所が全体の約 80%を占めている。(図表 2)

ただ、経済センサス以前に実施されていた工業統計調査によると、製造業の事業所数は平成 20 年の調査では、6,016 件で、昭和 58 年の 10,033 件をピークに減少傾向にあり、この状況は今現在も進行形であると思われる。

製造業の事業所数・売上の推移(図表1)

(単位:件、人)

業種分類	事業所数	構成比	従業者数	構成比
農林漁業	13	0.0%	56	0.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	1,542	5.9%	10,121	4.3%
製造業	6,546	24.9%	65,649	27.9%
電気ガス・熱供給・水道業	14	0.1%	921	0.4%
運輸・情報・通信業	1,027	3.9%	21,594	9.2%
卸売・小売業	6,259	23.8%	55,016	23.3%
飲食店等	2,944	11.2%	17,807	7.6%
金融・保険業	280	1.1%	4,109	1.7%
不動産業	1,868	7.1%	6,440	2.7%
サービス業ほか	5,792	22.0%	53,872	22.9%
総数	26,285	100.0%	235,585	100.0%

規模別事業所数・従業者数(図表2)

(単位:件、人)

従業員規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1~4人	15,346	58.4%	33,772	14.3%
5~9人	5,223	19.9%	34,088	14.5%
10~19人	3,114	11.8%	42,176	17.9%
20~29人	1,126	4.3%	26,605	11.3%
30人以上	1,396	5.3%	98,944	42.0%
派遣従業員のみ	80	0.3%	0	0.0%
総数	26,285	100.0%	235,585	100.0%

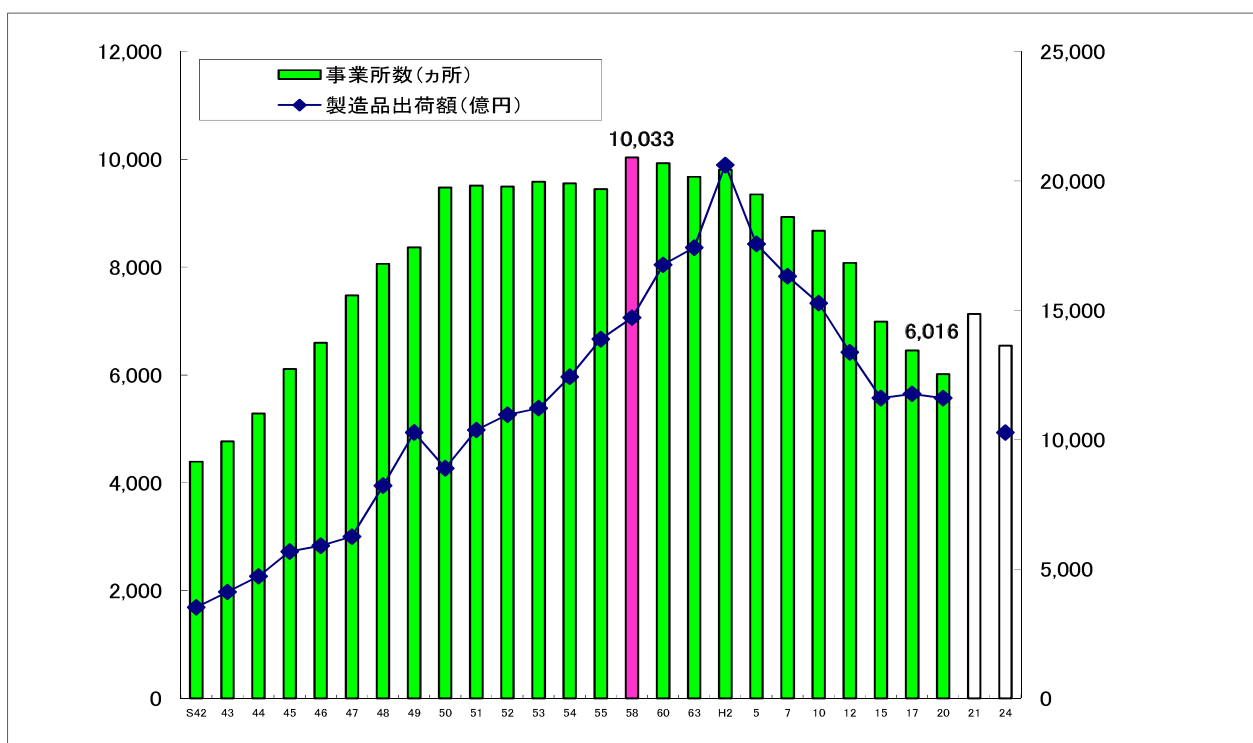
<出典>行政管理局「経済センサス活動調査」

※一部分類は省略し表記している。

・運輸・情報・通信業(情報通信業+運輸業、郵便業)

・サービス業ほか(学術研究、専門・技術サービス業+生活関連サービス業、娯楽業+教育、学習支援業+医療、福祉+複合サービス業+サービス業)

製造業の事業所数・製造品出荷額

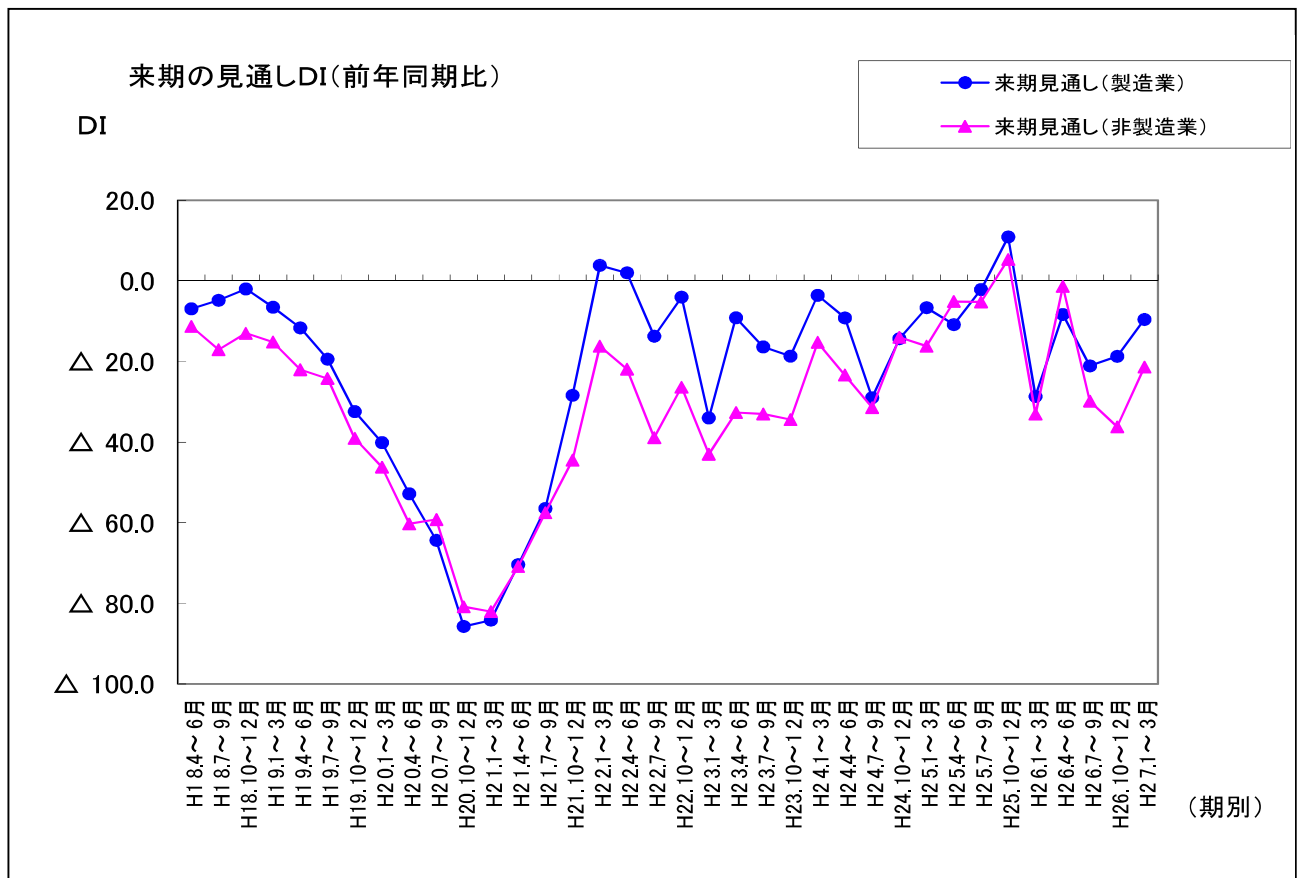


<出典>行政管理局「工業統計調査」「経済センサス活動調査」

- ※1 平成20年以前は工業統計調査、平成21年は経済センサス基礎調査、平成24年は経済センサス活動調査
- ※2 平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス活動調査は、事業所・企業の補足範囲を拡大している等の理由により、平成20年以前の調査とは時系列比較はできない
- ※3 平成20年以前の調査は出荷額のみ、平成24年は売り上げで出荷額以外の収入も含む
- ※4 平成24年の売り上げは「外国の会社」及び「法人でない団体を除いた5,451件の合計額

(2) 市内中小企業の景況感

市内企業の景況感は、国の経済政策である「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」のいわゆる「三本の矢」を背景とした円安・株高等の流れを受け緩やかに改善、平成26年1月から3月期には、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要等により、景況DIはリーマンショック以降の最高値を記録した。しかしながら、平成26年4月以降、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動等により、景況DIは悪化。今後は、先行きに持ち直しを見込むも、慎重な見方が続いている。

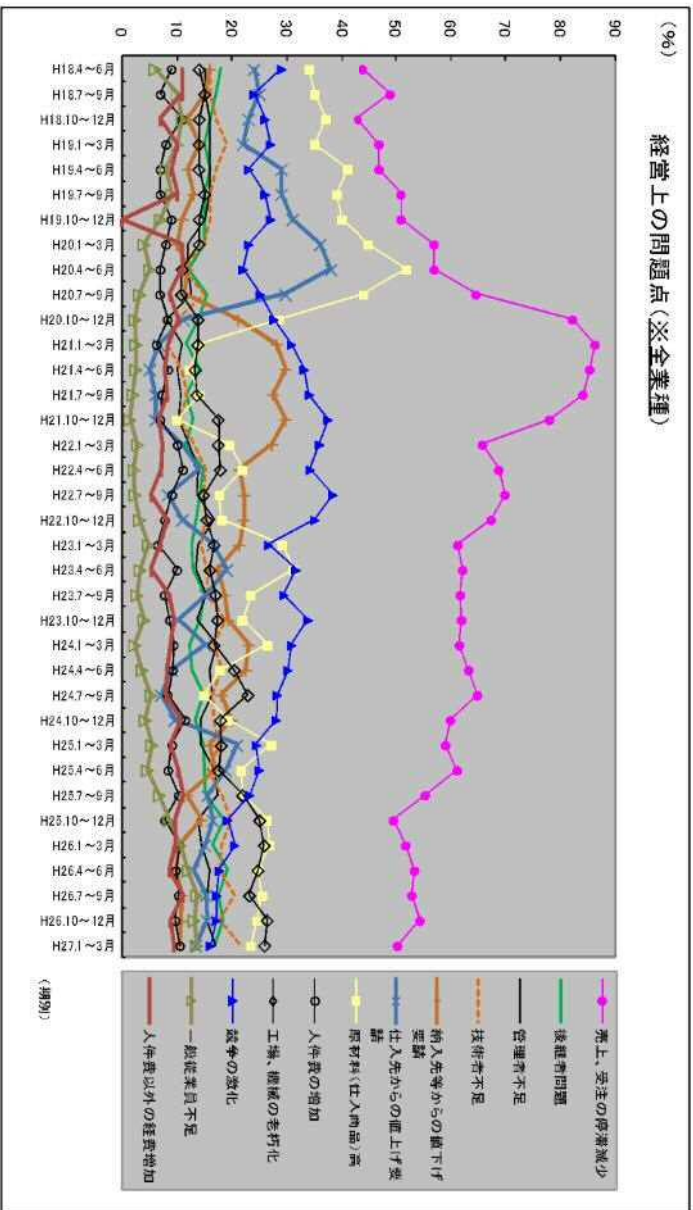


＜出典＞経済部「東大阪市動向調査」

※DIとは、好況（増加、上昇、好転）と回答した企業の比率から不況（減少、下降、悪化）と回答した企業の比率を引いた数値であり、判断の目安となる指数である。売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景況感の相対的な広がり意味する。

(3) 市内中小企業の経営上の問題点

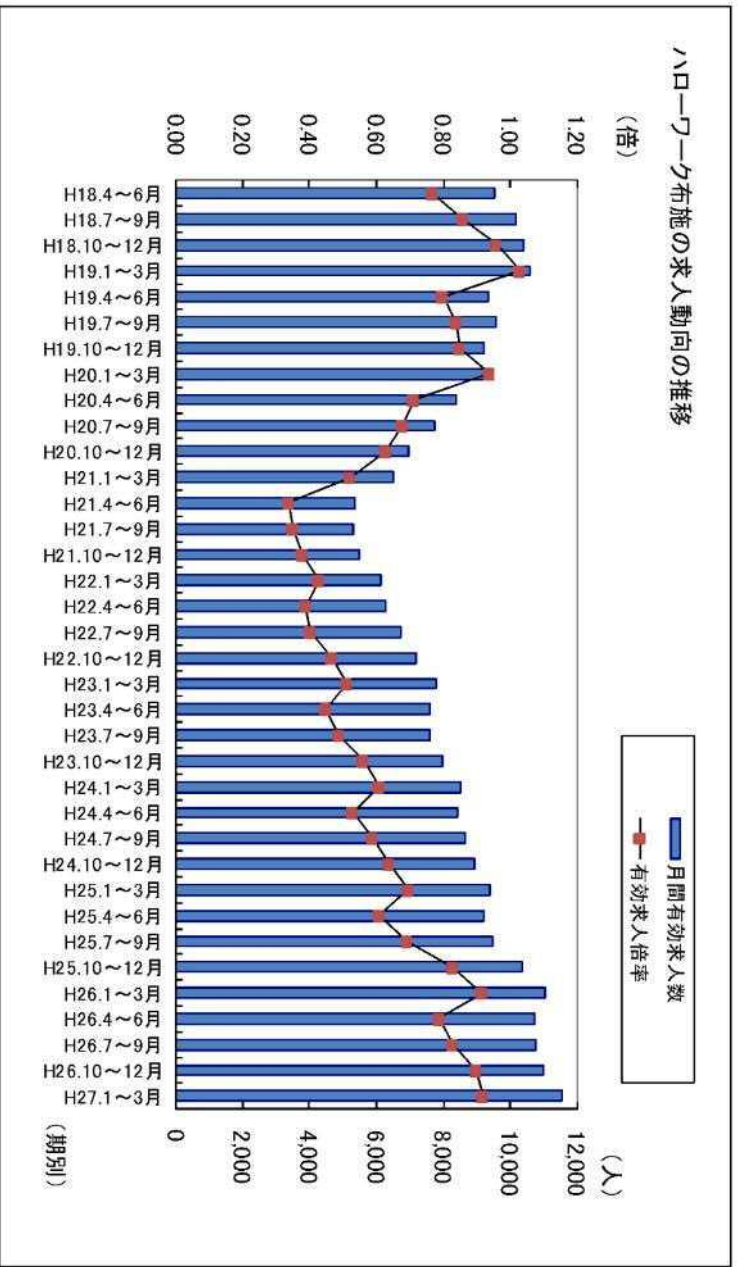
市内企業の経営上の問題点は、調査開始来「売上、受注の停滞減少」が最も高く、「工場、機械の老朽化」がこれに続き、最近では、「技術者不足」や「後継者問題」、「管理者不足」、「一般従業員不足」など人材不足に起因する問題が高い数値を示している。



<出典>経済部「東大阪市動向調査」

(4) 雇用情勢

ハローワーク布施 (東大阪市・八尾市管轄) の有効求人倍率 (原数値) について、平成27年1月～3月期の3ヶ月平均は0.92となり、改善傾向が続いている。

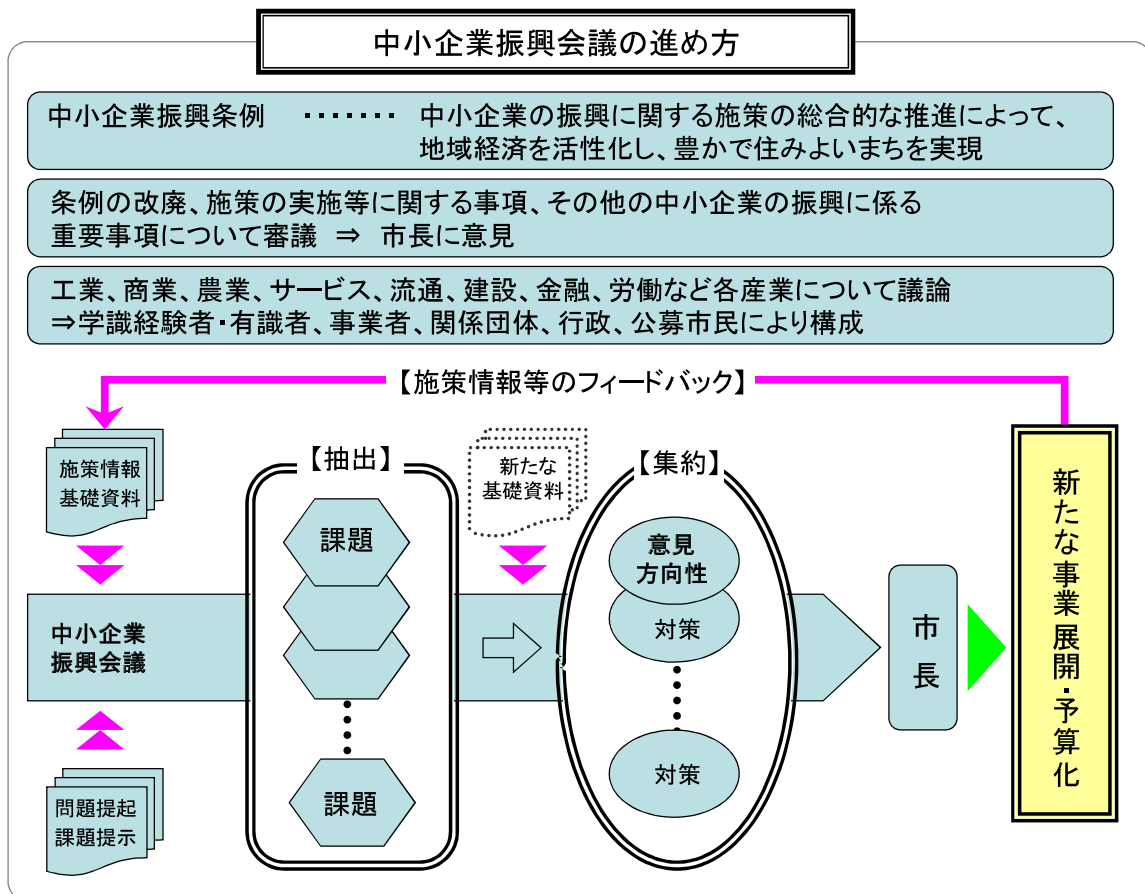


<出典>経済部「東大阪市動向調査」

2 東大阪市中小企業振興会議及び部会の設置

平成25年7月29日に東大阪市中小企業振興条例に基づく「東大阪市中小企業振興会議」が設置され、市内中小企業の現況や課題等を踏まえ、本市中小企業の施策の推進について審議を行うこととなった（【図1】参照）

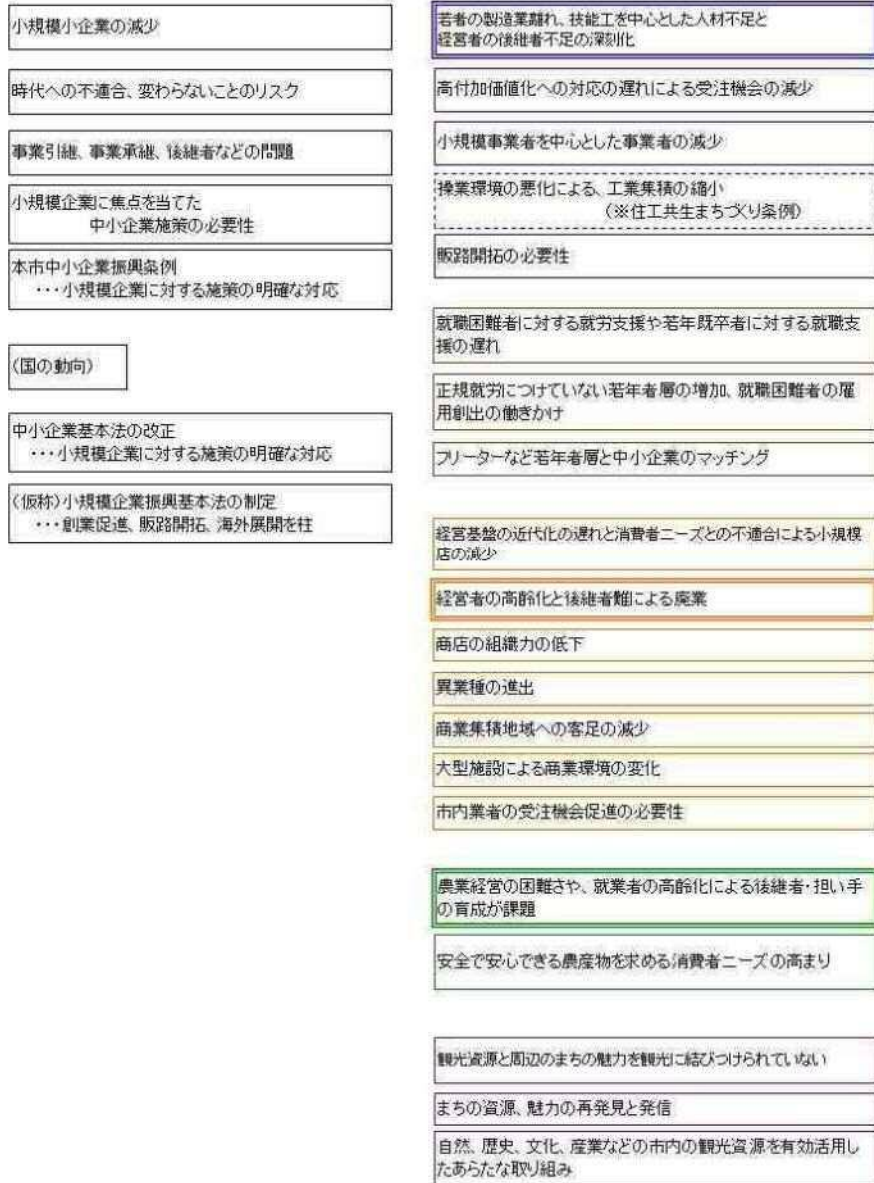
また、中小企業振興会議における検討テーマを選定するため、平成25年8月26日に「東大阪市中小企業振興会議検討テーマ選定部会」を設置。同部会において、市内中小企業の現状と課題の抽出・整理を行い、「事業継承、後継者問題、事業転換等を念頭に置いた中小企業集積の持続に関する検討」を振興会議全体のテーマとすることとし、本テーマを念頭に置きながら、市内中小企業が抱える課題の解決について、より詳細に議論を行うため、中小企業振興会議のもとに、「モノづくり支援施策のあり方検討部会」「地域商業の魅力と活力の再生検討部会」「農業振興検討部会」の3つの部会の立ち上げを決定した。（【図2】参照）なお、「労働雇用に関するあり方の検討」に関しては、製造業や商業との雇用マッチングや雇用環境と密接に関係するが、今回は特に「モノづくり支援施策のあり方検討部会」の中で議論を進めた。また、「観光行政に関する検討」については「地域商業の魅力と活力の再生検討部会」の中で議論を進めた。



【図1】

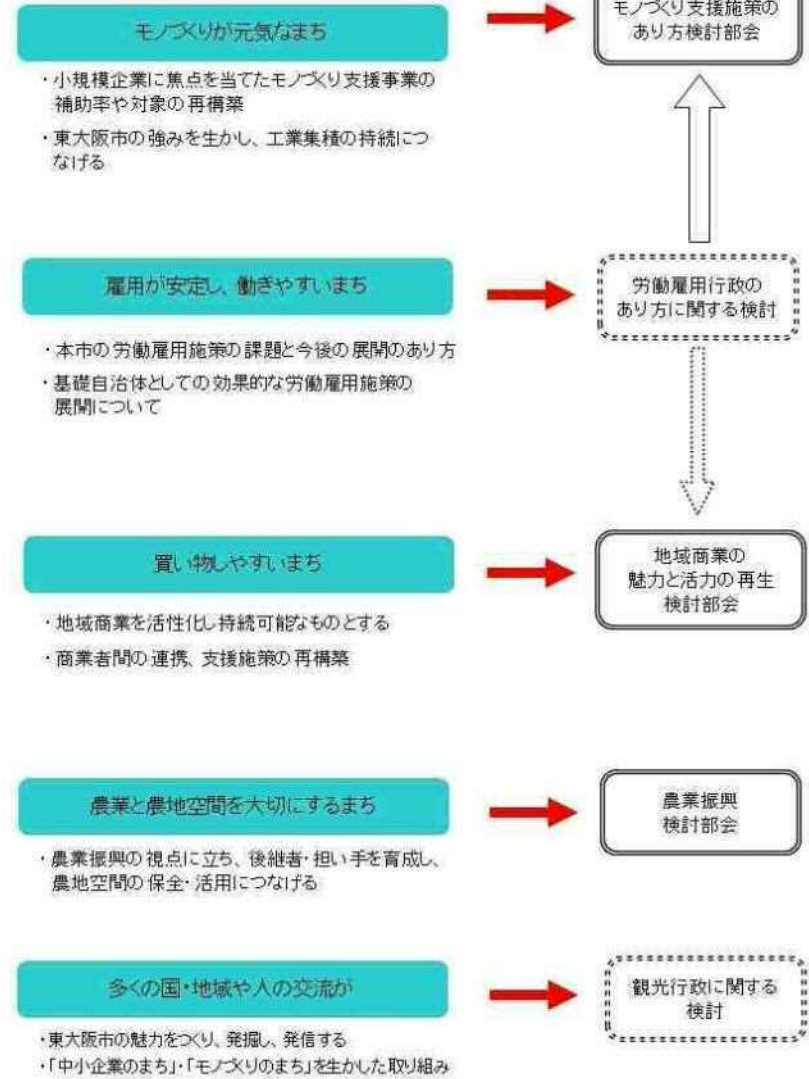
東大阪市中小企業振興会議の検討課題と部会構成

東大阪市の中小企業の現状と課題



事業承継、後継者問題、事業転換等を念頭に置いた、中小企業集積の持続に関する検討

検討の方向性



【図2】

3 東大阪市の中小企業振興に関する提言の概要

はじめにでも述べたとおり、東大阪市では東大阪市第2次総合計画後期基本計画においてまちづくりの基本方針が示され、その目標達成に向けた各般の施策が展開されているところである。また平成25年4月から施行された東大阪市中企業振興条例は、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付け、市として中小企業の振興に関する施策については総合的に推進することによって、地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現を目的としている。振興会議としても、市の総合計画とこれを推進する後期基本計画及び中小企業振興条例のそれぞれの理念、目的を踏まえ、市が実施している各般の施策はもとより、今後展開すべき中小企業振興のための施策等について議論を重ねてきた。

モノづくり支援施策のあり方検討部会では、小規模企業にきめ細かく光をあてた支援とモノづくり支援策を“つなぐ”橋渡しの強化の2つのコンセプトを再設定。①高付加価値化に向けた支援の強化 ②モノづくり人材の育成・確保、事業承継の促進 ③操業環境の維持・確保 ④販路開拓支援の充実 をモノづくり支援施策の4本の柱として重点施策を位置づけた「モノづくり支援再興戦略」を取りまとめた。

地域商業の魅力と活力の再生検討部会では、商店街と地域との連携のあり方に関し、地域における課題や特性に応じて様々なスタイルで関係者をつなぎ連携機能を強化することで、商業集積地の魅力と活力の再生を図ることを支援のポイントとして、その具体的な支援策を提言している。また、地方における観光による経済活性化に関しては、商業への経済波及効果の高い観光振興を通じ、縮小する地域内需を補う外需を取り込むために必要となる対策について提言している。

農業振興検討部会では、高齢化する農家、減少する農地、増える休耕地からどう農地を守り、振興につなげられるかや休耕地の活用、農産物のブランド化、ラグビーワールドカップ2019開催に向けた、農の取り組みをテーマに検討を進め、①東大阪の農を特徴づける農産品とファームマイレージ運動によるエコ農産物を更に推進し本市の魅力アピール ②ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展 ③農地の保全、休耕地対策として菜の花・レンゲの栽培と防災農地制度の確立・推進 ④援農ボランティア養成講座 ⑤(仮称)農家サポーターバンクシステムの構築 の5つの施策方向とその今後の取り組みについて提言している。

振興会議が提言するこれらの内容は、市が実施している施策のさらなる推進と中小企業振興のための新たな展開を可能とする内容となっている。よって、市がこれら実現可能なものについて速やかに具体的な施策を構築・推進することが、中小企業振興条例が目的とする「地域経済を活性化し豊かで住みよいまち」と総合計画後期基本計画における「活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」を実現するとともに、第2次総合計画がめざす将来都市像「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」の実現へとつながるものであることから、今後の市の取り組みが大いに期待されている。

4. 参 考 资 料

審 議 経 過

平成 25 年度

中小企業振興会議

第 1 回(平成 25 年 7 月 29 日)

- (1) 東大阪市中小企業振興会議の進め方について
- (2) 東大阪市の中小企業の現状について
- (3) 経済施策について
- (4) 検討テーマの設定について
- (5) 会議の公開について

第 2 回(平成 25 年 9 月 26 日)

- (1) 東大阪市中小企業振興会議部会の設置について

第 3 回(平成 26 年 3 月 12 日)

- (1) 各部会における中間報告について
- (2) 平成 26 年度中小企業の振興に関する施策(案)について

平成 26 年度

中小企業振興会議

第 1 回(平成 26 年 8 月 6 日)

- (1) 各部会における進捗報告について
- (2) H25 中小企業振興施策に関する実施状況の報告について

第 2 回(平成 26 年 11 月 26 日)

- (1) 各部会における進捗報告について

第 3 回(平成 27 年 3 月 2 日)

- (1) 各部会における報告等について

平成 27 年度

中小企業振興会議

第 1 回(平成 27 年 7 月 14 日)

- (1) 中小企業振興会議最終報告案について
- (2) H26 中小企業振興施策に関する実施状況の報告について

東大阪市中小企業振興会議委員名簿

平成27年7月現在

会長・部会長	文能 照之	近畿大学経営学部教授
副会長・部会長	糸野 博行	大阪商業大学総合経営学部教授
部会長	中嶋 嘉孝	大阪商業大学総合経営学部准教授
部会長	上田 秀樹	大阪樟蔭女子大学健康栄養学部 健康栄養学科准教授
委員	阿児 加代子	オフィス・AKO 特定社会保険労務士
委員	大西 由起子	東大阪観光協会会長
委員	大本 仁	大阪東信用金庫東大阪営業部部長
委員	加來 千佳子	大建プラスチック株式会社代表取締役社長
委員	角井 勝美	光輝物流株式会社代表取締役社長
委員	角本 律子	前東大阪商工会議所東支所所長
委員	倉貫 智之	東大阪市大型小売店舗連絡協議会会長
委員	小杉 栄	公募委員
委員	園田 浩一	前東大阪市産業創造勤労者支援機構事務局長
委員	西田 尚子	布施公共職業安定所所長
委員	高田 久司	グリーン大阪農業協同組合常務理事
委員	高橋 由紀子	東大阪ブランド機構理事
委員	田中 聡一	公募委員
委員	寺尾 昇三	センター建設株式会社代表取締役会長
委員	西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所所長
委員	平井 良彦	前東大阪市小売商業団体連合会会長代行
委員	丸谷 賢司	公募委員
委員	森田 園子	元大阪樟蔭女子大学学芸学部ライブ・ランニング学科教授
委員	矢沢 文浩	株式会社商工組合中央金庫東大阪支店支店長
委員	吉田 久	株式会社日本政策金融公庫東大阪支店中小企業事業統括
委員	脇田 恒夫	公募委員

(順不同、敬称略)

検討テーマ選定部会委員名簿

平成25年8月現在

部会長	文能 照之	近畿大学経営学部教授
委員	上田 秀樹	大阪樟蔭女子大学学芸学部健康栄養学科准教授
委員	糸野 博行	大阪商業大学総合経営学部教授
委員	中嶋 嘉孝	大阪商業大学総合経営学部准教授
委員	森田 園子	大阪樟蔭女子大学学芸学部ライブ・ランニング学科教授

(順不同、敬称略)

5. 東大阪市の中小企業振興に関する提言

東大阪市モノづくり支援再興戦略の概要

東大阪市モノづくり支援新戦略（提言）以降の経済・社会環境の変化

東大阪市モノづくり経済特区構想（策定）〔平成15年3月〕



- ・都市経営的観点からモノづくり都市の方向を明確化
- ・高付加価値製品を作り出す苗床としての機能的役割を担うべく、工場の立地・操業しやすい製造環境の提供に向け施策展開

東大阪市モノづくり支援新戦略（提言）〔平成20年2月〕

- ・特区構想の基本理念は、引き続き継承しつつ、なお厳しい小規模企業の実情、モノづくり人材の高齢化、操業環境の悪化といった今日的課題に対応すべく策定
- ・「①小規模企業の高付加価値化を強力に支援」、「②安心して操業できる操業環境を確保」の2つをコンセプトに、4つのフレームで施策展開

新戦略提言以降の経済・社会環境変化の潮流

新戦略の提言を受けて以後、5年以上が経過し、この間、平成20年9月のリーマン・ショックによる未曾有の経済危機、さらに平成23年3月の東日本大震災や同年以降の欧州政府債務危機等、新戦略策定時から中小企業・小規模企業者を取り巻く経済・社会環境は著しく変化している。

- 東日本大震災の発生 → 被災地の甚大な被害、原材料等や商品配送の停滞、自粛ムード等の消費マインド低下、電力供給制約の発生
- 国内モノづくりの構造変化 → 人口減少・経営者層の高齢化・海外との競争激化・地域経済の低迷といった構造変化、事業所数減少
- 政策環境の変化
 - ・国 → 中小企業憲章の制定(H22.6.18 閣議決定)、小規模企業活性化法(H25.6.21公布、9.20施行)、小規模企業振興基本法(H26.6.27公布・施行)
 - ・東大阪市 → 東大阪市中小企業振興条例(H25.3.31公布、4.1施行)
東大阪市住工共生のまちづくり条例(H25.3.31公布、4.1施行)

「モノづくり支援施策のあり方検討部会」での議論

東大阪市中小企業振興会議で「モノづくり支援施策のあり方検討部会」を設置

東大阪市中小企業振興条例に基づいて、平成25年7月に組成した「東大阪市中小企業振興会議」で、新戦略提言以降の経済・社会環境の変化を踏まえ、東大阪市におけるモノづくり支援施策のあり方を再構築していく必要があるとの認識のもと、同年9月に「モノづくり支援施策のあり方検討部会」を設置

「モノづくり支援施策のあり方検討部会」での主な意見

- ・日本の技術力が高いのは、小規模な事業所によるところが大きい
- ・情報の発信側と受信側にギャップがあるのではないか。施策メニューは充実しているので、このギャップを埋めていく仕組みをつくらば。
- ・どんな内容でも相談を受付し、適切な支援機関へコーディネートできる窓口が必要

部会開催	主なテーマ
第1回(H25.10.23)	この間のモノづくり支援施策と今後のあり方検討の必要性
第2回(H26.1.29)	中小企業支援施策について(人材育成・確保、技術支援、事業承継)
第3回(H26.5.27)	中小企業支援施策について(販路開拓)
第4回(H26.6.24)	中小企業支援施策について(高付加価値化)、アンケート調査について
第5回(H26.10.28)	アンケート調査結果の概要、再興戦略(仮称)の中間骨子について
第6回(H27.2.4)	モノづくり支援再興戦略(仮称)最終報告(案)について
第7回(H27.5.25)	モノづくり支援再興戦略等について(自由討議)

※ト記に加え、2回の学識経験者・有識者会議を開催

2つのコンセプト

1 小規模企業にきめ細かく光を当てた支援

小規模企業の重要な役割を認識し、その活力が最大限に発揮されることの必要性に鑑み、さらに無限に秘める成長可能性を発掘するため、小規模企業層を中心にきめ細かく光を当てた支援を行う。様々な経営課題等を抱えているモノづくり企業が気軽に相談できる総合相談窓口を設置し、適切な支援施策、支援機関への誘導等に努めるなど、小規模企業等のニーズにきめ細かく対応し、その事業の持続的な発展を図る。

2 モノづくり支援施策を“つなぐ”橋渡しの強化

情報を入手していない、自社の強みが発信できていないモノづくり企業に対して、情報の受信、発信を双方向に行えるようポータルサイト「東大阪市技術交流プラザ」の機能強化を図るとともに、モノづくり企業と支援機関、またモノづくり企業間、さらには、多様なモノづくり支援施策を“つなぐ”橋渡しの強化を図る。

モノづくり支援施策の4本の柱と重点施策

高付加価値化に向けた支援の強化

施策ニーズの高い、新製品、新技術開発への支援や医療等の成長分野への参入支援、企業間及び産学公民金連携マッチング支援などを総合的に講じることにより、市内モノづくり企業の生産性の向上とともに更なる高付加価値化を促進

- 【重点施策】
成長分野への参入と企業間等の連携支援を強化
- 医療等成長分野への参入支援
 - 企業間及び産学公民金連携に向けた取組を支援
 - 新製品、新技術開発促進に向けた支援
 - 産業財産権の取得に向けた支援
 - 魅力あるデザイン製品づくりを促進

モノづくり人材の育成・確保、事業承継の促進

モノづくり人材の育成・確保と円滑な事業承継に向けた支援策は、モノづくりのまち東大阪にとって重要であり、人材育成・確保のため、産業技術支援センターの測定機器等の充実を図り、その利活用を促進する取組を進めるとともに、事業承継や技術継承に向けた効果的な施策を展開

- 【重点施策】
モノづくり人材育成の強化と円滑な事業承継支援策の検討・実施
- 市立産業技術支援センター機器整備事業
 - 次世代モノづくり啓発事業
 - モノづくりのまちイメージアップ事業
 - ビジネスセミナーの開催
 - 円滑な事業承継及び技術継承に向けた取組

操業環境の維持・確保

住工混在から住工共生に向けた本格的な取り組みは、まちづくりの観点からのものであり、住工共生のまちづくりの実現に向け、各種優遇制度の適切な運用を図るとともに、持続的な工場用地の確保に資する規制の導入に向けて検討

- 【重点施策】
住工共生のまちづくりの更なる進展に向けた優遇策等の充実
- 工場転移支援補助の実施
 - 相隣環境対策支援補助の実施
 - 住工共生コミュニティ活動支援補助の実施
 - 事業用地継承支援対策補助の実施
 - 住工共生まちづくり活動支援補助の創設
 - モノづくり立地促進事業の実施

販路開拓支援の充実

経営課題のトップにあげられる「市場(販路・受注)拡大」。多種多様な販路開拓支援策を展開するとともに、技術交流プラザの利活用を促進するなど、モノづくり企業の営業力を補完していく取組を強化

- 【重点施策】
モノづくり企業に対する販路開拓の一貫した支援
- 総合相談窓口の設置
 - モノづくりワンストップ推進事業の強化
 - 東大阪市技術交流プラザ事業の強化
 - 総合的な情報発信
 - 東大阪ブランド推進機構補助事業
 - 国内外販路拡大事業

モノづくり支援施策ニーズアンケート調査「市内モノづくり企業の発展に向けて」

市内モノづくり企業の現状や情報入手・発信、販路開拓、高付加価値化への取組み状況とそれらに対する支援施策のニーズを把握し、今後のモノづくり支援施策のあり方を検討するための基礎資料とすべく実施

アンケート調査結果から

- 小企業・小規模企業と規模の大きな中小企業の間で、経営状況に大きな格差
- 小企業では3割強が事業継承するつもりはないと回答
- 情報を入手していない小企業・小規模企業が多数存在
- 市に対する情報発信は、多様な組み合わせが求められている
- 自社の強みについて、情報発信が「できていない」と考える企業が多い
- 総合相談窓口の設置ニーズは、高い
- 従業員規模によって、求める販路開拓支援、高付加価値化支援施策は異なっている

商店街と地域との連携のあり方(概要①)

◆東大阪市の中小小売商業の現状・課題

- ・規模構造の変化 … 小売業、特に小零細小売業の占める割合の減少
- ・業種構造の変化 … 既存の業種で括れない新たな業態店の増加
- ・空間構造の変化 … 近隣市における大型店出店による顧客流出

◆東大阪市における消費者行動の変化

消費者人口の減少、核家族化、世帯人員の減少

ライフスタイルに合わせた購買への変化

- ◀ 食料品、日用品における価格、品揃えを重視
- ◀ 中食市場の成長
- ◀ インターネット普及による商品比較、価格競争
- ◀ 高齢化に対応した販売・配送サービス

◆東大阪市の商業集積地の課題

- ・消費者のライフスタイルやニーズへの不適合による小規模店の減少
- ・経営者(店主)の高齢化と後継者難に伴う空き店舗の増加
- ・商店街の組織力、推進力の低下
- ・商業集積地域への来街者数、年間商品販売額の減少

商店街自身の推進力が低下している現況下、市内の中小小売業、商業集積地を活性化し、持続可能なものにするためには？

議論のポイント

商店街内の人材確保と担い手の育成はもちろんのこと、これからは地域社会を構成する多様な主体(大型店、大企業、異業種、金融機関、教育機関、NPO法人、農業者、電鉄会社等)とのネットワークづくりや連携強化により商店街の機能強化を図っていくことが重要な視点である。
なかでも、過去には商売敵であった大型店、コンビニエンスストアや、異業種である飲食店など、業態や業種の垣根を越え、対等の立場での連携を図ることで、地域貢献や共存共栄の方向性を確立する必要がある。

商店街と地域との連携のあり方(概要②)

本部会での議論のながれ

第1回テーマ「商店街と大型店との連携について」

◆布施商店街連絡会の取り組みをケーススタディ

(例)共同催事などによる集客事業、プレミアム付共通商品券事業、盆踊り大会、歳末大売り出し事業 等

⇒商店街が大規模小売店舗と協議・連携する「場づくり」の構築が第一となるが、それが困難な場合は行政がコーディネート機能を担うことで商店街と大型店が一体となり、「地域のために」様々な形で地域連携を育んでいくことは可能である。

第2回テーマ「商店街とコンビニエンスストアとの連携について」

◆(株)ファミリーマートの取り組みをケーススタディ

(例)商店街の催事参加、不足業種の補充、災害時の社会インフラ拠点など

⇒特に東日本大震災以降に存在価値向上や社会的責任(CSR)が増しているコンビニエンスストアと、商店街に留まらず、行政(自治体)との包括協定の締結等も視野に、新たな連携のあり方を模索していく必要がある。

第3回テーマ「商店街と飲食店(まちなかバル)の連携について」

◆布施えびすバルの取り組みをケーススタディ

(例)食べ歩きイベントで物販店は直接関与しないものの、「街へ集客することによる顧客の開拓」という側面においては販売促進イベントと同様の手法であるとの共通認識のもと、バルイベント当日に商店街の物販店も連携・参加し、新規顧客開拓に向け集客力強化を進めている。

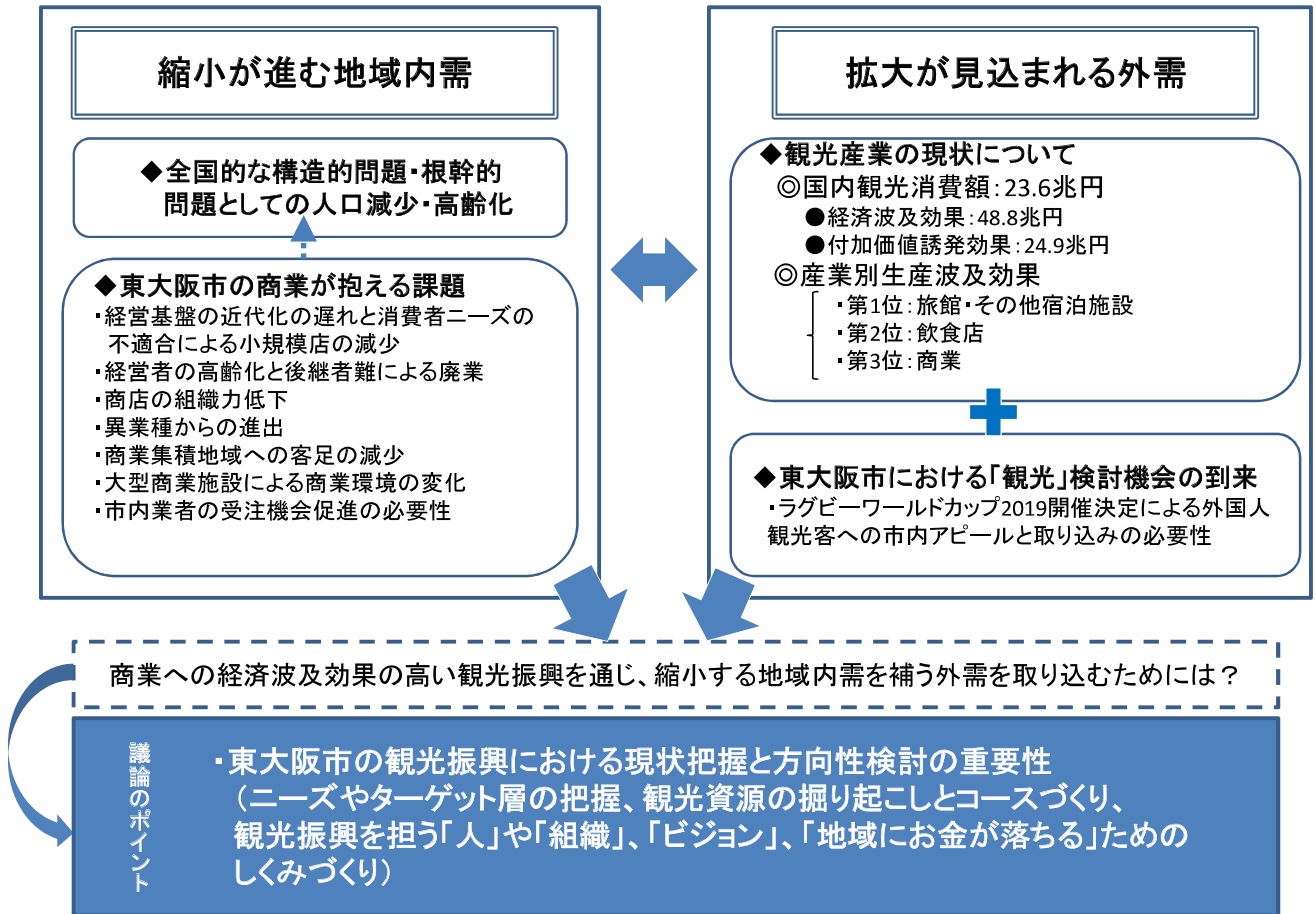
⇒異業種や他機関をつないだバルイベントを通じて域内経済循環を推進していく。

★まとめ(今後必要な支援のポイント)

- ①「議論する場」から「協働する場」へ、関係者間の信頼関係とパートナーシップの構築支援
- ②連携先へのアプローチ支援やコーディネーター的な支援
- ③互いに有用な情報の共有および外部への情報発信

地域における課題や特性に応じて様々なスタイルで関係者をつなぎ、連携機能を強化することで、商業集積地の魅力と活力の再生を図っていく。

地方における観光による経済活性化について(概要①)



地方における観光による経済活性化について(概要②)

本部会での議論のながれ

第5回テーマ「地域における観光による経済活性化について①」 ～観光産業の動向と現状把握の必要性について～

- ・観光ステータス向上と観光地意識醸成について
- ・隣接する大阪市における外国人旅行者の増加やラグビーワールドカップ2019開催に備え、旅行業だけでなく小売業・飲食業などにおいて外国人を受け入れる仕組みを早急に創る必要性
- ・東大阪観光協会や(一社)大阪モノづくり観光による観光プログラム、花園ラグビー場、金剛生駒紀泉国定公園、石切神社、枚岡神社などの観光資源を掘り起こし、つなげ、アピールするにはどうすべきか？

第6回テーマ「地域における観光による経済活性化について②」 ～観光消費額の向上と域内循環力強化について～

- ・観光による経済効果をあげるには観光消費額の向上と域内循環力(産業間での連関力)の強化が必要。
- ・本市所管課や地元商店街、東大阪観光協会などで実施する観光振興にかかる取り組み事例から見えてくる課題とは何か？

★まとめ(今後必要となる対策とは)

- ・東大阪市の現状把握、来訪者の属性調査など観光統計データの蓄積
- ・観光消費を呼び込むためのターゲットの明確化、細分化を通じた訴求力の強化
- ・観光振興を推進する「人づくり」、「組織づくり」、「ビジョンづくり」
- ・観光関連団体が集えるプラットフォームづくりとコーディネート機能を担う行政の役割強化

都市農業振興への提言の概要

東大阪市の農業の現状と課題

東大阪市の農業は、水田を中心に、都市近郊という有利な立地条件を生かした軟弱野菜、施設園芸作物、花き等の栽培による収益性の高い農業経営と基幹作物である水稻栽培が混在し府・市民への生鮮農産物の供給と、緑地空間の提供という重要な役割を果たしている。しかしながら、①土地区画整理事業の完了と都市化による、農地の急激な改廃の進行 ②それに伴う農作物の生育に適した農業用水確保の課題やごみの不法投棄、日照問題など、農業生産を取り巻く環境の悪化 ③農業後継者不足による担い手の減少など多くの問題を抱えている。

部会の議論で見えてきた課題

- ◆安全で安心できる農産物を求める消費者ニーズの高まり ◆農地面積は小規模なものが殆どで市内で細々と農業を営む
- ◆水利団体の維持管理・改修費用の応益負担は限界 ◆少子高齢化の進行による就農者の高齢化や後継者の育成、農地の継承など構造的課題
- ◆生産者・市民・消費者が共にあって地場農業を持続的に守り育ていくことを、目的とした支援等の事業の必要性

部会の主な検討テーマ

- 「高齢化する農家」、「減少する農地」、「増える休耕地」からどう農地を守り・振興につなげられるか
- 休耕地の活用 ●農産物のブランド化 ●ラグビーワールドカップ2019開催に向けた農の取組み

5つの施策方向と今後の取り組み

- ◎東大阪の農を特徴づける農産品とファームマイレージ運動によるエコ農産物を更に推進し、本市の魅力のアピール
 - ・ラグビーワールドカップ2019開催に向け、ファームマイレージ運動の展開による市内エコ農産物を市のブランド拡充・充実
 - ・6次産業化の進展に向けた情報提供と支援
- ◎ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展
 - ・ファームマイレージ運動を知らない層への浸透度・認知度を高めるための、創意工夫ある周知・啓発活動
 - ・市民・消費者自らが、農に参加する志向を持ち、農業への関心・理解をより深め・高める事業の展開
- ◎農地の保全、休耕地対策として菜の花・レンゲの栽培と防災農地制度の確立・推進
 - ・災害時の避難空間として、農地が提供され、活用できる(仮称)防災農地制度の確立
 - ・休耕地での菜の花・レンゲの栽培と防災農地の登録をセットで申請された農家に対する補助金拡充などの施策の検討
- ◎援農ボランティア養成講座
 - ・市が確保した農地で、指導は農家や農協、青年農業者グループ、あるいは外部講師等に連携、委託
- ◎(仮称)農家サポーターバンクシステムの構築
 - ・作業技術レベル、希望作業などのサポーター情報と農家が求める作業内容等、双方の情報を「見える化」し農家を守り支援する